

# 厚生文教委員会報告書

令和5年3月7日

備前市議会議長 守 井 秀 龍 殿

委員長 西 上 徳 一

令和5年3月7日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

## 記

| 案 件                                                       | 審査結果 | 少数意見 |
|-----------------------------------------------------------|------|------|
| 議案第2号 令和5年度備前市国民健康保険事業特別会計予算                              | 原案可決 | なし   |
| 議案第7号 令和5年度備前市後期高齢者医療事業特別会計予算                             | 原案可決 | なし   |
| 議案第8号 令和5年度備前市介護保険事業特別会計予算                                | 原案可決 | なし   |
| 議案第15号 令和5年度備前市病院事業会計予算                                   | 原案可決 | なし   |
| 議案第17号 令和4年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）                      | 原案可決 | なし   |
| 議案第20号 令和4年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）                     | 原案可決 | なし   |
| 議案第21号 令和4年度備前市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）                        | 原案可決 | なし   |
| 議案第27号 令和4年度備前市病院事業会計補正予算（第2号）                            | 原案可決 | なし   |
| 議案第29号 備前市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について                  | 原案可決 | なし   |
| 議案第37号 備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について | 原案可決 | なし   |
| 議案第38号 備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                       | 原案可決 | なし   |
| 議案第40号 備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例の制定について                        | 原案可決 | なし   |
| 議案第46号 備前市人と動物との共生社会の推進に関する条例の制定について                      | 原案可決 | なし   |

## <所管事務調査>

- 新型コロナウイルス感染症の5類移行について
- 路線バスの経路について

## <報告事項>

- 国保税の賦課限度額及び軽減判定所得基準の引き上げについて（保健課）

《 委員会記録目次 》

|                    |    |
|--------------------|----|
| 招集日時・出席委員等         | 1  |
| 開会                 | 2  |
| 議案第17号の審査          | 3  |
| 議案第20号の審査          | 6  |
| 議案第21号の審査          | 9  |
| 議案第27号の審査          | 12 |
| 議案第2号の審査           | 14 |
| 議案第7号の審査           | 21 |
| 議案第8号の審査           | 23 |
| 議案第15号の審査          | 35 |
| 議案第37号の審査          | 43 |
| 議案第38号の審査          | 44 |
| 議案第46号の審査          | 44 |
| 報告事項（保健福祉部）        | 50 |
| 所管事務調査（保健福祉部・市立病院） | 51 |
| 議案第29号の審査          | 53 |
| 議案第40号の審査          | 59 |
| 所管事務調査（市民生活部）      | 65 |
| 閉会                 | 66 |



## 厚生文教委員会記録

|         |                                  |                |                             |       |
|---------|----------------------------------|----------------|-----------------------------|-------|
| 招 集 日 時 | 令和5年3月7日（火）                      | 午前9時30分        |                             |       |
| 開議・閉議   | 午前9時29分                          | 開会 ～           | 午後5時14分                     | 閉会    |
| 場所・形態   | 委員会室                             | 会期中（第1回定例会）の開催 |                             |       |
| 出席委員    | 委員長                              | 西上徳一           | 副委員長                        | 丸山昭則  |
|         | 委員                               | 中西裕康           |                             | 土器 豊  |
|         |                                  | 立川 茂           |                             | 青山孝樹  |
|         |                                  | 奥道光人           |                             | 草加忠弘  |
| 欠席委員    |                                  | なし             |                             |       |
| 遅参委員    |                                  | なし             |                             |       |
| 早退委員    |                                  | なし             |                             |       |
| 列席者等    | 議長                               | 守井秀龍           |                             |       |
| 傍聴者     | 議員                               | 藪内 靖           | 内田敏憲                        |       |
|         | 報道関係                             | なし             |                             |       |
|         | 一般傍聴                             | なし             |                             |       |
| 説明員     | 市民生活部長                           | 濱山一泰           | 市民課長                        | 藤森仁美  |
|         | 市民協働課長                           | 浅野隆之           | 公共交通課長                      | 杉山麻里  |
|         | 環境課長                             | 野崎信二           |                             |       |
|         | 保健福祉部長<br>兼 福祉事務所長               | 森 優            | 保健課長 兼<br>新型コロナウイルスワクチン対策課長 | 高橋多恵子 |
|         | 介護福祉課長                           | 梶藤さつき          | 共生のまち推進課長                   | 文田栄美  |
|         | 社会福祉課長                           | 新庄英明           | 子育て支援課長                     | 中野智子  |
|         | 総合支所部長<br>兼 日生総合支所長<br>兼 三石総合支所長 | 杉田和也           | 吉永総合支所長                     | 江見清人  |
|         | 三石総合支所管理課長                       | 瀬尾茂樹           | 日生総合支所管理課長                  | 横谷美加  |
|         | 病院総括事務長<br>兼 吉永病院事務長             | 尾崎嘉代           | 備前病院事務長                     | 藤澤昌紀  |
|         | 日生病院事務長                          | 小野田一義          | 備前さつき苑事務長                   | 藤森勝一  |
|         | 総務課長                             | 春森弘晃           |                             |       |
| 審査記録    | 次のとおり                            |                |                             |       |

午前9時29分 開会

○西上委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの御出席者は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。

昨日配付されました令和5年度当初予算書、給与費明細書修正分において総務課長より発言の申出がございますので、この際許可いたします。

○春森総務課長 昨日市長のほうから本会議において御説明がありましたが、当初予算書の給与費明細書について議案第2号国民健康保険事業特別会計、議案第7号後期高齢者医療事業特別会計、議案第8号介護保険事業特別会計の給料表の明細部分について一部昇級の部分に誤りがございましたので大変申し訳なく思っております。修正分を提出させていただきましたので、そちらのほうで各特別会計の御審議をお願いできたらと思っております。

内容としましては、本年度のところが5年度の数字がまだ、5年度の事務をして昇給があるべきところを誤って4年度のものの数字を入れた形になっておりましたので、そういったものを訂正し、あくまでも現状ベースの職員数を5年度にいるという前提の下の正しい表に直しておりますので、よろしくお願いいたします。

○立川委員 総務課長から御説明があったんですが、計上するときの基準というのは決まっているんでしょうか。例えば今年度の見込額を予算に上げる、それとも全く別の見解でこういう予定だろうということで上げるという、どちらかのルールが決まっているんですか。

○春森総務課長 昇級については、何人昇級させるとかという形ではなくて、個人個人の評価になりますので、昇級と予算とは一致しておりません。当初予算につきましては、現状本来4号給ベースアップするべきところの計算を昇級する方の状況を踏まえて予算上は5号給アップのベースで予算要求する形をしております。

○立川委員 一定の計上のルールがあるという解釈しといたらいいいんですかね。

○春森総務課長 おっしゃるとおりです。

○立川委員 それであれば、計上のルールをしっかり守った当初予算の計上をしていただきたいと思います。といいますのも、こういった不細工なことになりますので、ぜひともその原因といますか、ルールにのっとった計上をしていただきたいというお願いをしときます。

○中西委員 今の課長のお話ですと、本年度分についてのその計上の仕方が現状で出しておいたということなんですけども、前年度分なんか見ても、それは数字が違うわけなんですけども、前年度分において数字が違うのはどういう理由なんでしょうか。一般行政職の昇給のところですけど、国民健康保険です。

○春森総務課長 昇級しないという職員もございますので、そういったことを除いた形になりますので、6名であれば4名、4名という形になったりしますし、合計数字が合わない形になります。

○中西委員 ちょっと私には理解ができなんだんですけど、詳しく教えていただけますか。

○春森総務課長 55歳以上の方については昇給しない形になりますので、55歳以上の方がおられる場合はここの数字が抜かれる形になると思っております。

○中西委員 そうすると、本年度だけでなく前年度も、これは今国民健康保険のところの特別会計ですけども、ほかのところもやっぱりそういうことになるわけですか。

○春森総務課長 おっしゃるとおりです。また、あと実際の昇給と、そのときの職員とは、そのときに人事異動で前年のものの昇給が翌年度になりますので、そういった形でいろいろ条件としては実際の人員と変わってくる場合がございます。

○西上委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで終わります。

春森総務課長には御退席されて結構ですので、どうも今日はありがとうございました。

本日は、市民生活部、保健福祉部、総合支所部、市立病院関係の議案審査、所管事務調査を行います。

前定例会に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策のため説明員を入れ替えながらの開催となります。

\*\*\*\*\* 議案第17号の審査 \*\*\*\*\*

本日は、補正予算から審査を行いますので、5番目の議案第17号令和4年度備前市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）からスタートしていきたいと思いますので、別冊補正予算書をお開きください。

質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 8ページ、9ページで歳入のところから教えてください。

4款県支出金、2項県補助金で、6目の保険給付費等交付金の中から1節の普通交付金マイナスの1億3,803万3,000円、マイナスになっております。保険給付費がマイナスになっておりますが、保険者数が減っているということは分かるんですが、どのくらい減ったのか、そこら辺推計にもよるんでしょうけど、原因について人数の増減を交えて御説明いただけたらと思います。

○高橋保健課長 保険給付費が減った理由ですが、委員おっしゃられるとおり被保険者数の減少に伴う医療費総額の実績見込みの減少です。被保険者数は今年の令和4年10月に被用者保険の対象拡大がありましたので、急激に昨年度より人数が減っております。令和3年度は年平均で被保険者数が7,424人でしたが、令和4年度の見込みでは7,133人を見込んでおります。前年度比マイナス291人の減でございます。

○立川委員 291人の保険者数が減ったと、年代別で分かりますか。

○高橋保健課長 年平均ですので詳細な内訳は出してないんですが、一番大きく減少しているの

はやはり団塊の世代が後期高齢者医療へ移行したことによるものでございます。

○立川委員 そうしますと、団塊の世代ということですから今後どんどんここ四、五年は数が減ってくるよと、後期高齢者のほうに移行するよということですよ。何か対策はありますか。

○高橋保健課長 委員おっしゃるとおり、2025年までに団塊の世代が全て後期高齢者医療に移行することになっておりますので、被保険者数は当面減少していくと思われまして。医療費につきましては、1人当たりの医療が高額化しているということと、あと被保険者の内訳でいいますと前期高齢者の人数の占める割合が高く、今後も1人当たりの医療費は上昇すると思われまして、被保険者数全体が減少していきますので、それを賄う保険料等に今後反映していくものと思っています。

○立川委員 そいつは御勘弁いただきたいんですけど、3割負担が4割負担、5割負担になるよという今のお見込みですか。1割負担の方がどんどん2割負担、3割負担、4割負担と負担増にならないと国保が維持できないというところの現実的なお話なんでしょうか。

○高橋保健課長 窓口負担の割合は法で定められていますので、負担割合が変わることはございません。

○立川委員 窓口負担の割合をお話しさせてもらったんですが、そうではなくて保険税のほうですね。これのパーセントがどんどん上げますよという予告に聞こえるんですが、その点はどうですか。

○高橋保健課長 国保の医療費に関しては、今岡山県が医療費全体の業務を担当していただいています。県から市町村に納付金という形で金額が示されていきます。その金額を県に納付するに当たって、被保険者数が少なくなると1人当たりの割合が高くなるおそれがあるということで申し上げましたが、この5年度の当初予算を算出するに当たって昨年度からの余剰金がありますので、今回国保税のほうは据置きのみで当分いけるかなと担当としては見込んでおります。

○立川委員 課長、そうはおっしゃっても300人単位で減ってくれば当然保険料負担は上がるよと、今入っていらっしゃる国保の加入者の課題についても上がる可能性が高いですよということでおっしゃられたほうがいいように思うんですけど、多分上がってくると思いますので、できるだけ抑えていただきたいという希望を申し上げます。来年度はどのぐらい減る見込みか、その推計だけ教えてください。

○高橋保健課長 当初のほうでは、被保険者数の過去3年間からの推移と今年度の脱退等含めて伸び率を0.96%で計算して被保険者数を想定しております。

○立川委員 0.04減るよという試算だということで理解をします。

同じところの目で、2節の特別交付金、この中で特別調整交付金分というのが△7,585万5,000円計上されておるんですが、これ何か予定した事業があると思うんですけど、何だったんですか。何でこれ使わなかったのか。

○高橋保健課長 この7,585万5,000円は、備前病院と吉永病院の電子カルテの納入が

12月完了でないと補助対象にはならないということで、今回4年度の補助対象を見送り5年度の当初で再計上させていただいています。その分の約8,000万円の減額と、その上段にあります保険者努力支援分の補助の一部が特別調整交付金のほうに一部入れ替わっていますので、8,000万円より少ない額での減額になっています。

○立川委員 電カルの納期遅れということで理解はしますが、また当初のほうでお尋ねをします。

○中西委員 12ページ、13ページの保健事業費の特定健康診査等事業費、負担金補助及び交付金が700万円の減額になっているんですが、今年度の特定健康診査はどのくらいの率になるでしょうか。それと、昨年度等から比べますと、その数字は上がっているのか下がっているのか、いかがでしょうか。

○高橋保健課長 特定健康診査の受診状況ですが、被保険者数の減少により受診者数自体が減少しています。令和3年度2,210人が受診されましたが、令和4年度2月1日現在ですが2,091人であります。また、特定保健指導という生活習慣を改善するための専門家による指導が3年度は88人でしたが、4年度は現在63人の予定です。受診率を見ますと、令和4年度は見込みで35.5%でありまして、令和3年度が36.3%でしたので、約0.8%今低い状況です。

○中西委員 先ほどの立川委員の質問で実数が減っているという話があったんですけど、でも特定検査の診査のパーセンテージ、あるいは実数も減っているというところですけど、これは来年度の当初予算につながってくところだと思うんですけども、何らかここで有効な手段というのをお考えになっておられるのでしょうか。

○高橋保健課長 担当としましても、特定健診の受診率が低迷しているのがどこに理由があるのかというのを現在協議検討しているところです。来年度委託料のほうで少し増額をさせていただいていますが、受診に向けて興味を引く検査項目を少し増やそうかなということで、当初のほうで予算計上させていただいています。

○中西委員 あと今年度も受診のその勧奨という意味では、個別のはがきだとか、あるいは電話による勧奨とか、そういうのも例年どおりやってきたのがこの数字ということなんでしょうか。

○高橋保健課長 年に2回、未受診者状況を把握しながら対象者への通知と干渉連絡をしています。また、この1月、2月に市内で集団で拾い健診ということで、協会けんぽに相乗りをさせていただいて拾い健診も今実施しているところです。

○立川委員 8ページ、9ページで聞き忘れとったんですけど、6款繰入金、1項一般会計繰入金で、3節の出産育児一時金繰入額84万円の歳入されております。これ2人分が使わなかったということだと思うんですが、この内容的にこれは出産された場合の一時金だと思うんですけど、数字忘れたんですけど、20か二十二、三週以上たっておれば、大変残念なお話なんですけど流産であったり死産であったり、どっかで線を引いていたと思うんですけど、そのときの申請

もできるように思っているんですが、そういう支出はあったんですか。出産の申請だけだったんでしょうか。

○高橋保健課長 4年度に関しましては、出産のみでございました。

○立川委員 そういう申請があるよということは、皆さんにお知らせはしているんですかね。広報で例えば無事生まれるのにこしたくないんですけど、いろんな事情で、その申請ができるよと、多分御存じない方が多くて、その辺の広報はどうでしょうね。

○高橋保健課長 この出産育児一時金の申請に関しましては、病院からの領収書等を提出していただきますので、病院がこの対象になるよということは御本人さんにお伝えいただいて、資料を持って申請されますので、病院から本人さんにも伝わっていると思いますが、市としましてそういう制度があるということは母子手帳等交付のときに併せて。あまりいいお知らせでないで、そこが的確かどうかというのはちょっと疑問も残りますが、周知に向けて努力していきたいと思います。

○立川委員 大変本当に残念なお話で申し訳ないんですけど、デリケートなところなんで、例えば今おっしゃったように母子手帳のときに何かあったときには相談かけてねというぐらいの、母子手帳のときに分かるわけですから、そういったことで経済的負担、もう失意の中にいらっしゃる方に少しでもそういった経済的な援助ができればと思いますので、そういう御配慮いただけたらと思います。お願いいたします。

14、15ページ、9款の諸支出金、3項繰出金で、直営診療設備がありまして、28節繰出金、マイナス8,000万円という計上がされておりまして、直営診療施設整備費繰出金、これお返ししとんですけど、電カルの関係だけでよかったんですか。

○高橋保健課長 電子カルテの限度額分です。

○西上委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第17号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第20号の審査 \*\*\*\*\*

議案第20号令和4年度備前市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行い

ます。

別冊予算書をお開きください。よろしいでしょうか。

議案第20号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

**○立川委員** これも歳入のところでお尋ねをします。

1款後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険の1目で、1節現年度分1,676万7,000円の増、先ほど御紹介ありましたように国保のほうから291人減ったよと、団塊の世代がこっちに入っていますよという説明だったんですが、これはそっくりそのままその人数と考えたらいいんですか。何か別に要因がありますか。

**○高橋保健課長** 後期高齢者医療保険につきましては、令和4年度に保険料の改定がございました。当初では、前年度の保険料率で計算をしておりましたので、改定分の増でございます。

**○立川委員** この制度の皆増分の増で1,676万7,000円計上という解釈でよろしいですか。個人的な見解で誠に申し訳ないんですけど、これ年金から引かれるんで、できるだけ料率をまた下げれるような努力をお願いできたらと思いますけども、そんなことを言ってもしょうがないんで、繰入金のところでは一般会計繰入れ、2節の保険基盤安定繰入れ、これ3,080万9,000円戻してらっしゃいますが、この計算根拠を教えてくださいませんか。

**○高橋保健課長** 後期高齢者医療は、岡山県広域連合が保険者になりまして岡山県内に住んでいる方は年齢、所得、家族構成等で保険料が県下統一されております。それに基づきまして、備前市の所得、年齢等で算出した額の確定額が低所得者の割合が実績確定により見込みよりも少なかったということで、その金額の市4分の1の負担分でございます。

**○立川委員** 単純にお聞きします。これ保険者にとって良化の方向なんでしょうか、悪化の方向なんでしょうか。

**○森保健福祉部長** 各市町村というか、被保険者の所得等の状況によりまして軽減がかかります。その軽減分を国、県が補助するものでありまして、それを備前市の分が今年度精算してみたら、見込みに比べて3,000万円ほど減っていたというところなので、その被保険者の方の低所得者層が見込みより少なかったというようなことになるかと思います。軽減世帯が見込みより少なかったということになるかと思います。

**○立川委員** ということは、備前市にとっては良化の方向、悪化の方向、どちらなんだろうということだけで単純に教えてください。低所得層が減ったよと、見込みよりもということだと思いますので、今後の見込みもひっくり返してどうなのかなというところ、課長の感想で結構です。

**○高橋保健課長** 個人的私見になりますが、軽減世帯が減少しているということは所得が一定数アップしているということで、暮らし的には良好かなと思われます。

**○中西委員** 10ページの総務管理費の一般管理費、健康診査費用350万円が減額になっているんですけど、このところの団塊の世代が何千人か入って全体としては増えていると、しかし健康診査を予定していた人たちの割合が下がっている、どのくらい前年度と実数あるいはパーセン

ページで下がっているものなのか、それとも伸びているものなのか。

○高橋保健課長 後期高齢者の健康診査におきましては、本人が病院に通院しているので健康診査は受けないという本人の意思が反映されるものでございます。実績見込みとしまして、4年度は1,700人を見越して減額補正をさせていただいています。ちなみに令和3年度は、受診者が1,554人でしたので、今時点で146名の増になっております。

○中西委員 ここも健康診査の費用を計上して全体の医療費の削減に努めるというような趣旨が恐らくあるんだろうと思うんですけども、だとすれば健康診査というのは病院にかかってない人も中にはいるということを考えれば、もう少し魅力ある健診というところで受診率の向上が図れないかどうか、その点はいかがでしょうか。

○高橋保健課長 通院中の方につきましては、主治医と御相談もされながら健診を受けるか否かを決定しているものと思われますので、本人の意思に委ねて受診状況は推移を見ております。また、保健事業と介護予防の一体的事業の実施というものを備前市行っておりまして、健診も、それから治療、医療も社会的な活動も全く御参加いただけてない後期高齢者の方に対しては、健康不明者ということで訪問等で本人さんの状況把握を年に1回行っておりますので、そういう方で全く未治療未受診、健康状態のチェックする機会がない方には保健師、栄養士から個別に訪問で受診勧奨をしているところです。

○中西委員 今健康不明者と言われたんですか、それは実態としてはどのくらいの数の方になるんでしょうか。

スタッフが訪問しているところですが、そのスタッフの方が訪問できるぐらいの数ということになるのかなと、恐らくそういう数に絞り込まれているだろうと思う。

○高橋保健課長 健康状態不明者で訪問確認をしているのは、保健課の保健師、栄養士と介護福祉課の保健師、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等専門職で共同事業で行っています。リストに上がってくる方は117人で、毎年同じ方が上がってきたりしていますので、今追跡で絞り込んで重点的に今年度対応しているのが11人という状況です。

○中西委員 その117人を訪問されて、例えば健康診査を受ける、あるいはどこか病院を受診されるとか、フォローアップができた方たちというのは何人ぐらいになるんでしょうか。

○高橋保健課長 フォローアップとまではいきませんが、リストに上がった方の中でほとんどの方がお元気で社会生活を担っていらっしゃる方でした。継続的に医療のほうへ結びつけないといけない方が、先ほど申しました11人で、その方を継続フォローしている状況です。

○西上委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第20号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第21号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第21号令和4年度備前市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の審査を行います。

補正予算書をお開きください。

議案第21号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○中西委員 10ページ、国庫支出金、国庫補助金、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金4,620万円、細部説明では県の補助事業に採択されなかったと書かれてあるんですけど、これについて御説明をお願いできたらと思います。

○梶藤介護福祉課長 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金ということですけども、歳入で減額をさせていただきまして歳出でも同額落ちているという形になるんですけども、先ほどおっしゃっていただいたとおり結果的には県からの内示で不採択ということになっております。

こちらの事業に関しましては、例年大体前年度から相談をさせていただきながら、4年度につきましても1か所の施設から御希望がありまして当初で組ませていただきました。8月補正のときに、今年度の6月頃にいつも県から計画書の提出の連絡があるんですけども、そのときに希望を調査しましたところ、2つの施設が手を挙げられまして合計で3施設分の補正を8月で組ませていただきました。県のほうに計画書を上げておりましたところですけども、今年に入りまして1月に県のほうから不採択という通知が来たという経緯でございます。不採択になった理由は、少し分からないといえますか、県からの連絡だけにはなっているんですけども、いろいろある補助の中で優先的に国のほうが審査したものではないかと受け取っております。

○中西委員 この事業が補正予算で出たときに、私も何がしか伺ったことがあるんですが、なかなかそういうことが実際にできるのかなという疑問は持っていたんですけども、もう一回事業の中身も含めて教えていただけたらと思うんですけど。

○梶藤介護福祉課長 この補助金につきましては、どちらかといいますと防災とか減災対策を推進するための補助の色が強い補助金と思っております。このたびは、非常用自家発電についての要望を3施設ともされていたものになります。今年度は採択されなかったんですが、過去には採択されてこちらで補助を受けられたところもあると聞いておりますので、全くこの事業が採択されないということではないかと思っております。

○中西委員 予備費が1億1,227万円増と、歳入歳出の調整というところで細部説明では書かれているんですけども、介護事業全体で4年度を振り返って順調にいと、あるいはそ

の見込みよりも歳出は少し減っているというようなことで見たら、備前市の介護保険事業の来年度の5年度の予算につながるところでしょうけども、4年度分までを見たら介護保険事業というのはどのように評価できるのでしょうか。

**○梶藤介護福祉課長** 8期の計画を今進めているところですけども、このたび歳出で介護サービス給付費も減額させていただくような補正をさせていただいているんですけども、どちらかといいますとやはり給付費の伸びがこの8期計画で計画していた当初よりも少ないというのが現状です。どちらかと言いますと、その施設介護給付費の減が一番大きいと見ておりまして、最近の動向でいいますと要支援者の認定率、認定者が増えているという状況で、介護予防の給付費の伸びのほうが大きくなっているのかなと4年度は特に見えています。居宅介護の給付費の伸びのほう大きいというところもありますので、地域密着の施設のサービス、それからいわゆる特養・老健といった施設の給付費というあたりが少し落ちているという現状です。コロナの関係も、やっぱり影響が大きいのかなとは思っておりまして、2年度、3年度につれて施設給付費が少なくなってきたという現状があります。現場のケアマネさんとかのお話を聞きますと、コロナで入院したり入所したりするとなかなか面会ができなくなったりという現状がこの2年、3年見受けられます。そういったことで入院入所を控えるというところも、家族によっては御希望があるというところで、居宅といいますか、どちらかというところの家の介護を選ばれる状況もあるのではないかなという傾向があるのではと思っております。

**○中西委員** 7期のときにも、施設変化がなかったものもありましたけども、7期のときから同じような傾向が備前市で続いているというようなことが言えるのでしょうかね。

**○梶藤介護福祉課長** 7期の実績からいきますと、施設の給付費に関しても平成30年から1年、2年にかけては施設給付費も増えていた状況でした。その後、2年から3年、3年から4年については施設給付費が落ちてきている現状は給付費からも見えますので、少し全体的に介護の給付費というのは減ってきている、見込みよりもそこまで給付費が伸びていないというのが現状です。先ほども申し上げましたように、やはり要支援認定の方が増えていますので、介護予防の給付費のほうが少しずつ上がってきているという状況になっております。

**○立川委員** 16ページ、17ページ、歳出の保険給付費で、先ほどおっしゃった負担金補助のところで居宅介護サービス給付が増えているよということだったんですが、現実減額補正をされておるんですね。1億1,319万6,000円、先ほどのお話とちょっと絡めて、居宅が増えているよということだったんですけど、教えてください。

**○梶藤介護福祉課長** 居宅介護サービス給付費と申し上げますのが、先ほど来から出ています、いわゆる在宅でみる居宅介護、それから地域密着型の介護、それから施設介護、それから福祉用具住宅改修といったサービスがありますけども、そういったものの総額になります。先ほど申し上げたのは、その中でも特に施設給付費の伸びが少なかったと捉えております。居宅介護に関しましては、給付費に関しては伸びている状況でございます。

○立川委員 施設介護の利用が大きかったよという解釈で削られたんですね。原因はコロナというところなんでしょうけど、その辺の実態はどうなんですかね。さつき苑さん、老健さんのその辺実態のところをどうですか。コロナだけですか。何かほかに要因がありますか。

○藤森備前さつき苑事務長 確かにさつき苑におきまして、コロナによって入所者に関する制限といいますか、来られる方の隔離等によりまして利用する部屋を制限するとかありまして施設利用料が減っている状況ではあります。

○立川委員 コロナでもう大変だったり、そういった面でも今お話がありましたように面会もままならないというところで大変苦しい思いを施設のほうではしておられると思うんですけど、それに対する補助的なものは何かあるんでしょうか。返すぐらいなら、そういう施設に配るみたいな、と単純に思うだけで、どうですか。皆さん施設も青息吐息というところのような気がするんですけど、手を差し伸べる方法ないですか。

○梶藤介護福祉課長 現在のところはそういったことを考えておりませんが、たしか施設のほうでコロナの関係で入所者数が少なくなったときの補助があるかと思っておりますので、そちらを活用されているのではないかと考えております。

○立川委員 そういったところもしっかり市のほうでケアしていただけたら施設も喜ぶんじゃないかなと思いますので、お願いをしときます。

最後に、歳出の22、23ページ、諸支出金、一般管理費の20節の扶助費、家族介護支援クーポン、50万円ほど減額なんですけど、見込みより少なかったということだと思うんですけど、その原因とか、どのぐらいの方利用されたのか、その辺についてちょっと御説明いただきたいと思います。

○梶藤介護福祉課長 こちらのクーポンにつきましては、要介護3以上の在宅で見られている非課税世帯の方へという制度でございます。当初予定では、前年実績から大体3か月ごとにクーポンをお配りするんですけども、申請をいただく方を25名と想定して当初を組んでおりました。現在の実際に使っていらっしゃる方というのが約18から20名ということで、当初見込んでいたよりも少なかった現状でございます。

○立川委員 クーポン使いにくいよというようなお話は入っていますか、入っていませんか。

○梶藤介護福祉課長 現在のところ、私は聞いておりません。

○立川委員 その辺もケアマネさんとか、ちょっと行かれたときにお尋ねをいただいて、御不便があるようでしたらということで改善のほうへも取り組んでいただけたらうれしいんですけど、どうですか。

○梶藤介護福祉課長 ケアマネジャーさんにつきましては、在宅の方の申請の手続のお手伝いだったり、それからクーポンを実際に持っていつてくださったりというところで大変お世話にはなっております。今後少し耳を傾けていきたいと思いますので、今後の課題とさせていただきたいと思います。

○中西委員 20ページ、地域支援事業の任意事業で配食サービスの事業委託料が200万円減額されるんですけど、余裕を見て予算を組んでいるのか、あるいは何か理由で減ったのか。

○梶藤介護福祉課長 配食サービスですけども、当初のときは前年度実績から見込んでおりました1万8,000食ほどの予算を上げておりました。4年度の見込みですけども、1万5,500食と試算しております。例年の推移を見てみますと、令和2年、令和3年度につきましては、こちらもコロナの影響があったかもしれません、買物に行けなかったり御家族がおうちに来られなかったりというあたりで配食を希望される方が多かったのかなと思っております。逆に、令和元年度だと1万2,000食ほどだったものが、令和3年度は1万8,000食になっていたという現状でございました。このたび減額させていただくのは、1万8,000食の予算が1万5,500食ほどに減っていくという見込みを立てての減額とさせていただきたいと思っております。

○西上委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第21号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第27号の審査 \*\*\*\*\*

続きまして、議案第27号令和4年度備前市病院事業会計補正予算（第2号）の審査を行います。

別冊書をお開きください。

議案第27号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○立川委員 備前病院の補正は、単純に電カルの延期ということで理解しといてよろしいですか。

○尾崎病院総括事務長 電子カルテの延期ということになっております。

○立川委員 きれいに8,000万円の数字が並んでおりましたんで、何かほかにと思ったんですけど、コロナは大変お世話になりましたけど、ないということであれば何も今回の補正については申し上げることはないと思います。

○中西委員 細部説明の中で、病院の事業収入、負担金交付金、これの増は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業としてエネルギー等の物価高騰に関わる経費についてと、前

回のときにもこのエネルギーの高騰部分がどのくらいそれぞれ病院でかかってくるのか、今年度4月からもこれはかなりの負担になってくるのではないかということだったんですけど、今年度振り返ってみて、ここの経費の増については今までの御答弁では約3割程度の増額ということだったんですけども、最終的にはどのくらいの負担、見込みになったのでしょうか。

○西上委員長 暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時44分 再開

○西上委員長 引き続き委員会を再開いたします。

○藤澤備前病院事務長 先ほどの電気代の質問についてお答えいたします。

今年度の見込みなんですけれども、3割増しと言っていたところが3割5分ぐらい増加になりそうです。そういう見込みでおります。

○中西委員 これは3病院と1施設合わせて3割5分増しと。

○藤澤備前病院事務長 病院事業全体です。

○中西委員 28ページの介護老人保健施設の施設運営費用の経費のところですけど、細部説明によりますとこれは前の委員会でも話の出たところですけども、新型コロナウイルス感染症対策に係る経費の増額によるものということでしたけども、実際にはこの経費の一般消耗品あるいは診療委託料というのはどういう形でお使いになられたのでしょうか。

○藤森備前さつき苑事務長 さつき苑のほうでは、クラスターになっているということがありまして、思わぬかかり増しの経費が発生しました。その内容につきましては、まず委託料としましては、PCR検査を職員及び利用者にいたしまして、その費用が発生しました。消耗品費としましては、それに係るディスポの医療ガウン、当然そういう感染している部屋等に入るときはそれぞれがその都度消費しないといけないということがありまして、ディスポガウンとかフェースシールド、マスク、あと職員の負担を減らすということもありましてディスポの食器、ヘアキャップと消毒液という消耗品等をかかり増しということで使用しましたので、その分の費用ということになります。

○中西委員 委員会の中でもガウンとかフェースシールドとかマスクとか、マスクももう私がしているようなマスクじゃなくて特殊なマスクになるんでしょうけども、そういう対策をするようにということは委員会の中でも出されたわけですけど、これまでのそういう感染症対策の物品は何かお持ちだったのでしょうか。

○藤森備前さつき苑事務長 ディスポ用ではなくて、要は消毒して使えるような感じのガウンとかフェースシールド等は若干用意していましたけど、今回のクラスターによってディスポ、それも使い捨て、その部屋に入ってからすぐに使用するものが必要になりましたので、かかり増しで購入したという経緯でございます。

○中西委員 買われて使ったものもあるんでしょうけども、備蓄で残っているものは相当量あるん

でしょうか。

○藤森備前さつき苑事務長 今消耗品等の最終的なチェックをしている段階ではございます。

○中西委員 やはり感染いつ起こるか分からないと、2類から5類になったとしても感染力が落ちるわけではありませんので、そういう感染対策の消耗物品というのは一定備蓄をしておく必要があるんじゃないかと思うんですけども、それはいかがお考えでしょう。

○藤森備前さつき苑事務長 今回の件を教訓に、備蓄等十分に検討していきたいと思っております。

○中西委員 病院のほうにもお伺いをしておきたいんですけども、ガウンとかフェースシールド、マスクなんかも感染対策でかなりの量を備蓄はしておられると思うんですけども、大丈夫でしょうかということだけ一応お伺いをしておきたいと思います。

○尾崎病院総括事務長 病院も備蓄は常にするようにしておりますので、今のところ十分、3病院ともございます。県、国からも、まだ支援はいただいておりますので、そちらのほうも十分いただいて備蓄に備えております。

○中西委員 4月でもよろしいですから、老人保健施設の感染症対策の備蓄状況については1度御報告をお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○藤森備前さつき苑事務長 今確認しているところでございますので、確認次第報告いたしたいと思えます。

○西上委員長 それでは、御報告よろしくお願ひいたします。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第27号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第2号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第2号令和5年度備前市国民健康保険事業特別会計予算を審査いたします。

議案第2号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○中西委員 10ページの歳入の一般被保険者国民健康保険税のところでお伺いをさせていただきたいと思えます。

備前市の国民健康保険税は、県内で見たらどのくらいの位置にあるんでしょうかと聞くと、国保連合会の統計が出てないんで分かりませんと今まで答弁されたんですけど、去年のでも結構で

すし分かれるところで県内でどのくらいの位置にあるのかなと、他市の状況も含めて1回備前市の国保料どうなのか、教えていただけたらと思うんですけど。

○森保健福祉部長 県にも確認して、出せるものであれば出したいと思います。

○中西委員 ぜひ1度見せていただけたらと思います。

14ページの繰入金、直営診療施設勘定繰入金なんですが、細部説明を読みますと直営診療所勘定繰入金514万7,000円は総合保健施設整備に要した市債の元利償還金を病院勘定から補填するものと。病院勘定から補填するというのがよく分からないんですけど、総合建設整備というのは吉永の総合保健施設ですね。病院の横にはありますけども、あれは総合保健施設ですから、これは国保の運営で行われていると、いろんな掃除代金なんかも含めてされているんですけど、何で病院勘定からこの元利償還金が補填されているんでしょうか。

○高橋保健課長 吉永病院が運営していますデイクアの部分が、総合保健施設の関係で補助を記載していますので、その部分を吉永病院から病院事業勘定から繰入れしていただいています。

○中西委員 それは、面積で案分しているんですか。どういう計算方式になるんでしょう。

○高橋保健課長 国保と病院が37対63で面積案分をしております。

○立川委員 10ページ、11ページで歳入なんですが、一般被保険者国民健康保険税のところで医療給付、介護給付、後期高齢者給付ということで現年分はいいんですけど、滞納分という計上があると思うんですが、何名ぐらいで増加傾向なのかどうか、そこら辺ちょっと教えていただけますか。

○高橋保健課長 滞納者につきましては、また決算のほうで報告をさせていただくんですが、3年度決算で実滞納者は525名です。人数的なもので今、年度途中ですが、おおよそ3年度と同様と見込んでおります。

○立川委員 国保の医療給付分が525名ということですか。

○高橋保健課長 国民健康保険税は40歳以上は介護納付金、全世代は医療給付費と後期高齢者支援金分と3段階を合わせて税になりますので、全ての実滞納者が525人ということです。

○立川委員 一連のもんだと思いますけど、525名というところで解釈をしときます。

16ページ、17ページの諸収入で、延滞者の分が一般保険者延滞金ということで700万円、頑張って徴収しますよということで上げておられるんですが、これは何名分に当たるんでしょうか。

○高橋保健課長 これは前年度と同様に予算要求をさせてもらっていますが、1人当たり5,000円で約1,400件を見込んで計上させてもらっています。

○立川委員 22ページ、23ページ、徴税費の2目の納税奨励金、19節負担金補助及び交付金で納税貯蓄組合事務費補助金とあるんですが、これ久しぶりに聞くんですけど、ごめんなさい、納税貯蓄組合というのはどこにあって何年ぐらいあるんでしょうか。

○高橋保健課長 日生漁協組合さんで、52件を納税していただいています。

○立川委員 24、25ページ、保険給付費、療養諸費、審査支払手数料、768万円手数料、役務費で上げておられるんですが、計算根拠について御説明いただけたらと思います。

○高橋保健課長 診療に係るレセプト件数を、1件につき64円の単価で12万件見込んでおります。

○立川委員 レセプト請求はここだけですか。

○高橋保健課長 診療報酬に関しての審査支払いは、こちらのみです。あと特定健診等の支払手数料は別項であります。

○立川委員 結構です。ありがとうございます。

続いて、28、29ページです。先ほど補正のところでお話をしました出産育児一時金700万円の負担金補助が発生しておりますが、今回大変ありがたいことに42万円から50万円に上げて16人かな、ぐらい計上しておられますが、今少子化の問題で大変クローズアップされているんですけど、少母化、母親が少ないというところ、少子化の前に、というのが問題になっていると思うんですけど、これ先ほども言いましたけど大変デリケートな問題で直接支払制度になっていると思うんですけど、これがあるよというところになると、そのときの出産の費用の事前準備をしなくていいよというところが一番のメリットじゃないかと思うんですけど、出産するのにこんだだけかかるよ、通常ですと30万円から40万円の間、先に用意して後から保険請求というのはあれですけど、この制度は事前準備のお金が出るわけでしょう。だから、安心して産めますよというところで、もっとアピールしていただいて、補正してもいいぐらいのことで、この制度のどういうんですか、母親教室とかではもう遅いし、どっかでそういったところでアピールできないかなと思うんですけど、その辺のお考えはどうですか。

○高橋保健課長 この出産育児一時金は、国民健康保険の被保険者が出産を行ったときということで、この後条例の制定で審議いただきますが、1人当たり50万円で14人分を見込んで計上させていただいています。現在母子手帳の交付に来所された妊婦さんには、こども家庭課のほうで熱心に伴走支援をしていただいている、出産育児一時金は国保だけではなく全ての健康保険で病院への直払いが原則となっていますので、以前のように出産に係る経費を準備して出産に臨むということは現在は制度的には改善されております。母子手帳交付のときに、そのあたりを丁寧に御説明をしているところです。

また、さきの休憩前に御質問いただいた、残念ながら途中で早産にかかったケースにつきましても、担当課のほうで伴奏支援というものを行っているということですので、またこの出産育児一時金もホームページのほうでは国保のほうで掲載してPRに努めておりますが、引き続き丁寧に対応していきたいと思います。

○立川委員 本当にいい制度なんで、今までは1人幾らというの我々の時代は用意してお金がないからやめとけというお話もしたことあるんですけど、今はそれがなくて、その辺のメリットをしっかりお伝えいただいて、今やったら自分で請求しなくても直接病院のほうに払う制度なん

ですよ、大変安心してしてくださいというのをどっかで母親教室じゃなくて幼児クラブとか、お母様になれる可能性のある何か集会とか、そこら辺でも広めていただいたらいいんじゃないかなと思うんですけど、そういう施策は部長、考えられませんか。

○森保健福祉部長 いろんな機会を捉えて、お伝えできたらと思います。

○土器委員 今50万円で140人というたら、今140人ぐらいしか子供さんはできんのですか、1年間に。

○高橋保健課長 これは国民健康保険の特別会計ですので14人分、国保の被保険者の妊婦さん用に14人分計上しております。国民健康保険の被保険者のみです。

○中西委員 24ページの療養諸費の一般被保険者療養給付費のところなんですけど、今年は診療報酬の改定がたしかなかったと思っているんですけども、ここで療養諸費の給付費のところが1億3,500万円からの減額になっているんで、被保険者が少なくなっているのが影響しているのかどうなのか、ここの減額理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○高橋保健課長 療養給付費につきましては、いわゆる医療費の総額でございます。被保険者数減少に伴いまして、医療費全体も微減傾向ですので、令和4年度の実績見込みから前年比で約95%で試算をしているところです。1人当たりの医療費につきましては、先ほど補正で申し上げましたとおり前期高齢者が約5割を占めておりますので、これからも上昇する傾向にあると見込んでおります。

○中西委員 26ページの高額療養費なんですけど、一般被保険者高額療養費も2,000万円減額になっているんですけど、これもニーズによるものなのか、最近の医療費は高額療養になるところが多いじゃないかと思うんですが、これも全体のます自体が小さくなっていることなのかどうなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○高橋保健課長 高額療養費の総額の減は、被保険者数の減少に伴うものでございます。1件当たりの支給額につきましては、ここ3年コロナ禍でしたので高額に関する受診控えというのは大きく影響しているかなと担当は見ております。この高額療養費は、限度額を超えた部分のみ計上しておりますが、令和3年度の実績でおよそ5万4,200円が1件当たりの支給額でございます。ちなみに3年度は7,052件が高額の申請をされています。

○中西委員 28ページの保険給付費の傷病手当金は、実績から来るものなのでしょうか。

○高橋保健課長 令和3年度の実績はゼロ件でした。今年度は1月末現在で7件の申請がございました。御存じのとおり新型コロナウイルス感染症は5月7日をもって5類に引き下げられますので、この傷病手当の対象は5月7日までに罹患した方ということになりますが、最近は流行しているウイルスの影響で入院による傷病手当の申請というものが大幅に減っています。ですので、1人当たりの単価はそんなに高くないんですけど、一応15件程度を見込んで前年度と同じだけの予算を計上させてもらっています。

○中西委員 つまり4月1日から5月7日までの間の予算で、一応これだけ見込んでいるという

ことですね。

**○高橋保健課長** 4月1日から5月7日までに罹患した場合が対象で、時効が2年あります。支給は1年半まで支給が可能ですということで、罹患する期間は短いんですけど期間もあるので前年度と同じ額を計上しています。

**○中西委員** 32ページ、保健事業費特定健診の事業費のところ、特定健診検査費が計上されていますけども、これは昨年度と同じ受診率、人数を見込んで計上しておられるのでしょうか。

**○高橋保健課長** 補正でも申し上げましたが、受診率は低迷しておりますが、何とかコロナ禍を脱して受診率アップをいろいろ今思案中でございます。2,700人を見越して、前年度と同額を計上しております。

**○中西委員** そうすると大体35%ぐらい見込まれているということなんですけど、これは岡山県内の他市と比べるとどうなのでしょう。大体横に並んでいるようなところなんですかね。

**○高橋保健課長** 今県下の受診率の数字を手元に持っていないので、ちょっと調べてお答えしますが、決して高いほうではないと思います。

**○中西委員** 特定健診が始まったときには、どこの自治体もすごい低迷で、その中備前市の場合、よく30%、35%と上がってきたもんだと私は思っているんです。ほかの自治体が35を超えてくるとなると、小さい町の場合は数字が上がるのは分かるんですけど、市段階になるとなかなか特定健診の受診率上がるの難しいと思うんですね。何かやっぱり特別な備前市でやっている以上の仕掛けか何かがあるのかなというのが気になる場所なんです。有効な方法があれば、備前市もぜひ取り入れていただきたいなというところが思いです。

その下の保健事業費の保健衛生普及費、人間ドック委託料なんですけど、ここの予算自身は去年よりはちょっと増えているんですけども、去年と全く同じような中身でされるのでしょうか。

**○高橋保健課長** 人間ドックにつきましては、委託料、自己負担とも4年度と同額でございますが、4年度脳ドックの申込みが非常に多くありました。その人気に応えるために、増額をしているところです。

**○中西委員** これは何人ぐらいを見込んでおられるのでしょうか。

**○高橋保健課長** 脳ドックは150件を想定しています。

**○立川委員** 先ほど出た26、27ページ、2款保険給付費で一般被保険者高額療養費、負担金補助で3億8,623万4,000円、高額療養費が上がっておりまして、先ほどお聞きしたら昨年は7,052件の御利用ということで、実は私もこの752の中に入っておりまして、これはお願いなんですけど、高額療養が発生しましたよ、申請してくださいねということで書類送ってこられました。翌日書類を作って持っていくと、大変丁寧な対応いただきまして、もう今日で締め切りましたから、これは来月分になります、部署にもちゃんと申し上げたと思うんですけど、この辺の丁寧な説明をしていただけたらなと切実に思いますので、早くしてくれということではないですけど、それならそれで締切りはいつですよと書いていらっしゃるとか、丁寧な対

応をできたらお願いしたいなと思うんですけど、無理ですか。

**○高橋保健課長** 委員からの御助言いただき、職員一同で共有し丁寧な対応で伺うことにしております。ありがとうございます。

**○立川委員** 丁寧なというのが、そのルールを決めて、例えば10日なら10日に締めるのはいいですよ。それを何も書いてなくて、翌日に行ったらもう締め切りましたから翌月末です、もういいですと思わず出ましたけど、だからそういうことじゃなくて毎月10日に締め切っていますのでということで、送ってすぐその期間が来れば翌月回しというのはよく分かりますので、そういった説明をしていただけたらありがたいなということなんで、しっかり対応いただけたらと思います。

続いて、30、31ページ、6款保健事業費、特定健診の審査等事業費で11節の委託料、生活習慣病重症化予防事業委託金334万4,000円、健診未受診者等対策事業委託金467万5,000円、これどこへ委託されていたんですか。

**○高橋保健課長** 生活習慣病の重症化予防事業の委託料は、データホライズンという業者に委託しております。生活習慣病で治療が中断された方をピックアップして、医療を継続するような指導とか、あと3点委託をしているんですが、2つ目は糖尿病腎症の重症化予防事業ということで糖尿病による透析に移行する方を防ぐための事業、3つ目が重複多剤服用者対策ということで、一度にたくさんの薬を服用されている方の適正な内服についての指導ということで、3つの事業についてデータホライズンで重症化予防の事業を委託しています。

あと検診未受診者等対策事業の委託料につきましては、特定健診の年度途中の健診状況を見ながら未受診者に受診勧奨の対象のはがき、もしくは電話等での対応をキャンサースキャンという会社に委託しております。また、特定保健指導を受けるように健診結果に応じて生活改善の指導をする業務に対して、ジェイエムシーという会社に業務委託しております。

先ほど、補正のところで健診の未受診者対策をという御指摘があったかと思いますが、ここで5年度は少し増額して健診を受けることで目に見えて自分の健康状態がすぐ分かりやすいものということで、健康年齢等の判定ができるもの、またこの委託業者からビッグデータに基づく自分の健康状態を受診者自身が大体どういう状態かなというものが分かりやすい資料提供をしていただくように、今回受診率、いろんな手法で受診率向上を目指すために、同じ委託業者になるかどうか分かりませんが増額で計上をさせてもらっています。

**○立川委員** 対象者リストの資料をお渡しされると思うんですけど、先ほどおっしゃったビッグデータからとか、この辺の情報管理です、それが一番気になるところでございまして、そういったリストアップの書類、それからビッグデータのデータ、どういうふうな管理をされておるのでしょうか。例えば委託を切ったら必ず全部もらうよとか、そのデータ消してくださいねとか、その辺のセキュリティー関係の対応はどうされとるのでしょうか。

**○高橋保健課長** 医療のレセプト情報と健診のデータ等をAIが解析しまして、対象者リストを

抽出していただいています。もちろん契約締結時には、個人情報等の契約も結ばせていただいて情報漏えいがないようにはしております。

○立川委員 レセプト等の情報からA Iが勝手に作成するよと、リストということでされておられるんですね。そのデータは、電子送信、ペーパー。

○高橋保健課長 成果物としてデータでいただいています。

○立川委員 その辺セキュリティーもよろしくお願ひしたいと思います。それと、先ほど聞いたデータホライゾンさんとかキャンサーとか、これ統一契約といいますか、統一契約書の委託だと思ひますけど、その中に成功報酬とかインセンティブとか、何かそういう契約はしておられるんですか、1件幾らとか。

○高橋保健課長 インセンティブや成功報酬等はしておりません。

○立川委員 マイナンバー持とったらインセンティブとか、そんなお考えはないですね。

○高橋保健課長 ございません。

○立川委員 先ほどちょっとお尋ねした36、37ページ、繰出金、直営診療施設の整備資金、28節繰出金1億2,550万円、直営診療施設ということで日生の電カルというのが1億2,000万円で上がっておりましたけど、残り550万円について御説明いただけますか。

○高橋保健課長 550万円につきましては、直営施設の医療機器の整備でございます。備前病院さんがエコー装置と散薬分包機、薬を分ける機械だと思ひます。吉永病院さんが手術時の麻酔記録装置と、あと日頃のベッドサイドモニターを要求されています。日生病院につきましては、今回申請はございません。補助金を続けてもらえないので、要求できないです。

○立川委員 病院関係のちらっと見たら、超音波エコーのほうが生605万円予算で上がっていますよ。これはこの費用と外すと言うたらおかしいですけど、直営診療施設整備資金の繰出しからは払わないということなんではなかろうかね。備前病院が863万6,000円、同じくエコーで日生が605万円、おっしゃるとおり備前病院はコンソールであったり内視鏡であったり、分包機であったり上がっていますが。

○高橋保健課長 医療機器の補助対象は連続何年という決まりがございまして、その決まり規定に日生病院が合わないということで今回補助対象から外れています。

○中西委員 30ページ、保健事業費の特定健康診査等事業費の委託料、もう一つ上にデザイン業務委託料というのがあるんですけども、これは何のデザインをされる委託料なんでしょうか。

○高橋保健課長 特定健康診査のポスターを町中に掲載させていただいていると思ひますが、そのポスターに書かれている図案は元地域おこし協力隊の方で備前市におられたときに書いていただいたものですが、毎年デザイン料について業務委託を結びまして、新年度のポスター及びパンフレットを作っている委託料でございます。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑がないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第2号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第7号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第7号令和5年度備前市後期高齢者医療事業特別会計予算の審査を行います。

別枠予算書をお開きください。

この議案第7号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

**○高橋保健課長** 先ほど補正のときに御質問いただきました後期高齢者、被保険者の人数ですが、令和4年度は7, 210人を当初で見込んでおりました。令和5年度は7, 500人を見込んでおります。

以上です。

**○立川委員** 歳入10ページ、11ページ、5款諸収入の4項の雑入で4節後期高齢者保険事業補助金1, 634万9, 000円について御説明いただけますか。

**○高橋保健課長** 後期高齢者の健康診査の費用についての広域連合からの補助金額でございます。令和5年度から補助金が、個別受診も集団健診も同一単価となることになりました。受診者を令和4年度の見込みから1, 900人と見越して、その課税状況と非課税とで補助金の単価が異なりますので、見積もりましてこの金額を計上しております。

**○立川委員** 見積りなんだろうけど、個別と集団ではどの程度違っていましたか。

**○高橋保健課長** 備前市が行っている委託単価が1万640円につきまして、いただける補助金が課税世帯で8, 123円、非課税世帯で9, 446円ということになります。これは集団の補助単価に統一されたものです。約2, 000円ぐらい個別の場合は減額になると思われます。

**○立川委員** 2, 000円ぐらい減額になるかなというところかと思いますが、この1, 900人分について計上しておられるということでしたけど、人数は推計でしたらどうなのでしょう。増える傾向だと思うんですけど。

**○高橋保健課長** 先ほども御指摘いただきましたように、後期高齢者は通院中であるということ、主治医と御相談の上、健診は受けず医療のほうでということ、検査を行っている方が引き続き多いということで、昨年度は当初は2, 100人を見込んでいたんですが、今年度の実績見込みを1, 703人と見込んでおりますので、やや受診率アップを目指して1, 900人というふう、に被保険者数も増えることですので受診者は増えるだろうということで1, 900人を見込みま

した。

**○立川委員** 高齢者の方で病院にかかってらっしゃる方は多いと思うんですよね。病院に行っていて、例えば血液検査したりエコー撮ったり、時にはMRI撮ったりというところで健康管理されている方もいらっしゃるって、ドクターに相談したら特定健診、健診受けたほうがええやろか、もうそんなもんええぞと言うドクターも結構いらっしゃるやにお聞きをしておりますし、我々もこうしていたらあれかなと、年に1回頭のMRIを撮ったりしていますので、その辺医療機関との連携、先生、そんな言わんと取りあえず受けてみいやと言う先生が1人でも2人でも増えるような御努力は連携ということで必要かなと思うんですけど、その辺はどんなですか。

**○高橋保健課長** 委員おっしゃるとおり、医療機関との連携が非常に重要だと思っております。医師会の役員会等にはお邪魔して健診の受診のお願いと、医療でかかっている方も国民健康保険の特定健診もそうなんですが、データ提供いただいて受診率につなげたいということもお願いしていますので、引き続き医師会の先生方をお願いをしていきたいと思います。

**○立川委員** 今から必要だと思いますし、世間で言われておりますマイナンバーカード保険証が来年載ってしまいますよと、それ以降の紙の保険証はちょっと発行を控えますよという傾向になっていますので、医療データが入っておればマイナンバー持っていけば得意の先生もいらっしやいますけど、おお、よう来たな、ほんなら血抜いてちょっと調べるか、で点数上げている先生もいらっしやるでしょうし、久しぶりやな、これそんならレントゲン撮っとこかということで病院にすれば点数上げて収入アップにつなげたいと思いますし、例えばそこら辺、利用している我々の側としたらマイナンバーでそういったデータ、服薬データもそうですけど、これ取れれば健診にも十分役に立つんじゃないかなというふうな気がするんですけど、そこら辺の今後に向けての取組ですから、取り組みますぐらいの答弁で結構です。よくお考えいただけたらと思います。もう来年のことですから。

**○高橋保健課長** ありがとうございます。マイナンバーカードには健診データがひもづけられるようになっていますし、薬剤情報もひもづけられるようになっていますので、医師会の先生方に御協力をいただいて市民の皆様が健康管理ができるものとして活用できるように協力、お願いのほうをしていきたいと思います。

**○立川委員** コロナでパルスとかいろいろ機器の貸出しもしたと思うんですけど、今それこそマイナが載ってしまうとスマホで加入ができる、もう一つ言えばウオッチで全部データが入ってしまいますよというようなことの、こういう予算をつけてほしいなと思うんですけど。

**○高橋保健課長** 個人的意見になりますが、特別会計におきましては保険税が財源になっておりますので、なかなか難しいかと思います。

**○立川委員** 夢みたいな話しますが、東京で頑張ってくれてスマホがただになるお話がありますので、スマートウオッチもただになるように御努力いただいて、ただやったら導入できるでしょうということも考えていただけたら、後々。皆さんの手数をかけないで、できる方法をまたお

考えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○西上委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第7号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第8号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第8号令和5年度備前市介護保険事業特別会計予算の審査を行います。

議案第8号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○青山委員 10ページ、11ページの歳入、4款国庫支出金の2項、1節の現年分地域支援事業交付金3,651万9,000円、昨年が2,865万8,000円でかなりアップしているんですけど、この内容と増額理由を教えてください。

○梶藤介護福祉課長 こちらの国庫支出金の交付金につきましては、歳出にも上がってくるんですけども、主には人件費の増額というところで、それに対する割合で国庫支出金が出てくることになります。地域支援事業交付金につきましては、先ほど申し上げましたように主に人件費の増額ということになります。

○青山委員 その下に同じく現年分ということで地域支援事業交付金、先ほどのものは地域支援事業交付金で介護予防と日常生活支援総合事業、今お尋ねしようとしているのは、その事業以外ということなんですけど、具体的に違いというのはどんなんでしょうか。

○梶藤介護福祉課長 介護予防・日常生活支援総合事業と申しますのは、いわゆるヘルパーさんとかデイサービス、それから支え合い訪問事業とか筋力アップといった総合事業に係るサービスとそれに当たる人件費が含まれております。その下のそれ以外という事業につきましては、認知症の事業であるとか生活支援体制整備事業であるとか任意事業であるとかというものになってまいります。どう違うかというところになりますと、国、県の補助の率が変わってまいりますので、交付金については2つの分けて掲載させていただいております。

○青山委員 この事業以外のほうが、昨年より約200万円ちょっと減額になっているんですが、この減額理由は。

○梶藤介護福祉課長 主なものを上げますと、1つには人事異動による人件費に係るものです。それから、任意事業の関係で、あんしん電話の委託料が令和5年度から廃止になるということで

減額をされていたり、事業の見直しとして配食サービス等の減額もありますので、そういったところでのこちらの交付金については減額になっております。

○中西委員 34ページの権利擁護事務費の委託料、高齢者虐待防止アドバイザー委託料というのが出ています。金額からすれば僅かなものになるのかなとは思いますが、委託先と、それからこれまでの備前市での相談の実績、相談件数とかは幾らぐらいあるものなんでしょうか。

○新庄社会福祉課長 まず、委託先になりますが、市とアドバイザー契約を結ばせていただいております法律の専門の方、いわゆる弁護士さんとか司法書士さんとか福祉分野の専門の方、社会福祉士の方と契約をさせていただいております。1件につきまして1万2,000円の消費税ということで相談には乗っていただくということで、33万7,000円の予算を持っております。令和3年度の決算になりますが、22万4,400円の決算額となっておりますので、おおむね18件程度かなと思います。

ただ、全体のアドバイザー契約をしておる方以外の市の担当の職員の相談件数も含めると、令和3年度で全体で118件、令和4年度のこれ実績見込みになりますが146件ということで、虐待の相談の件数の実績と実績見込みとなっております。

○中西委員 その法律の専門家とか社会福祉士とか、いろいろ上がりましたが、これは例えば法人とかNPOではなくて一人一人と委託契約を結んでいるわけですか。

○新庄社会福祉課長 法律事務所でありますとか司法書士事務所でありますとか、そういう事務所のほうと契約をさせていただいております。

○中西委員 何件ぐらい契約しているんですか。

○新庄社会福祉課長 3件でございます。

社会福祉士事務所については、事業所の中の社会福祉士の方がお越しになられるという形になっております。

○中西委員 そういう専門家のところへ委託するという件数とすれば、よほど困難な法的な問題をめぐる問題かなと、一般的に市のほうで受けている虐待の件数というのは118件あるいは令和4年は百四十数件と、かなりこの数が多いんじゃないか、潜在的には多いんじゃないかなというような気が私はしています。

34ページの任意事業の委託料、配食サービス事業委託料ですけども、昨年度から見て今年のこの金額は見込みとしてはどうなのでしょう。

○梶藤介護福祉課長 配食サービス事業ですけども、今年度あんしん電話、それから配食サービスといった長い間事業を進めていたものに関して事業の見直しを進めてきております。配食サービスにつきましても、始まった当初は配達をする業者も少ないような時代背景がありましたけども、最近民間の弁当配達事業者も増加している、自費で利用している方も増えているというところから、配達に係る費用につきましては個人の御負担をいただくような形で、少し個人負担につきましては利用される方の負担も増やしていくというところでお願いをさせていただこう

と思っております。

この事業の大きな目的は、対象者が高齢者の独居の方だとか、それから高齢者のみの世帯、また調理が困難な方、調理に不安のある方ということで、安否確認という形で見守りを事業所に委託するようなサービスとなっておりますので、こういった見守りにつきまして事業者に委託するということで、見守りに対する委託料というところで委託料を変更しております。利用者の負担が増えることと、それから委託料を1件当たり100円ということで計上をさせていただいておりますので、昨年度の予算額からしますと約600万円が減額になるような予算になっております。

**○中西委員** 個人の負担は、幾らから幾らに増えるんでしょうか。

**○梶藤介護福祉課長** このたびの配食サービスにつきましては、弁当自体の費用につきましては事業所さんの設定の金額になってきます。今までは利用者負担額は400円という個人負担でしたけども、各配食サービス事業者が設定する金額ということになりますので、事業者の弁当代によって自己負担が変化してまいります。大体100円から多いところで200円の増額となっております。

**○中西委員** 毎日のことで、月に例えば20日頼んでも100円上がれば1か月で2,000円として年間で12か月を掛けてくると2万4,000円ぐらいになってしまう。高齢者にとってかなりの負担になるわけですけども、もう少しその負担を圧縮することができなかったものですかね。

**○梶藤介護福祉課長** いろいろな議論もあったんですけども、現在のところ本当に民間の配達業者さんもたくさん増えておられて、見守りに限定せずに自費で取られる方もたくさんおられます。そういったあたりの時代の背景もあるのかなというところで、弁当に関するお金については御自身で負担していただくということで御理解をいただきたいと思っております。

**○中西委員** 子供には昼の弁当代を出す、高齢者の方にも出してあげてもいいんじゃないかなと私は思うんですね。市長も今定例会の中で、何と国民年金の人たちには少しお金をあげようじゃないかということを言われて、質問者の方は厚生年金の方でも低い人は低いんで、その人たちにも出してほしいと、つまり年間で言えば2万4,000円費用が増えるんなら、その費用負担を取らなければ、その分だけその人たちは助かるし、備前市も年金の低い人たちにお金を給付しようということに、もう少しそういう形でのサービスもあるんじゃないかなと思うんですけど、そこはもう一度子供の給食費、子供の昼飯代を出そうというぐらいの市長ですから、高齢者の方にも一度お願いしてみられたらどうでしょうか。

**○森保健福祉部長** いろいろ企画というか、考えていきたいと思います。

**○中西委員** ぜひ私は、そのところは子供だけでなく高齢者のところも、もう少し光を当ててほしいということをお願いしておきたいと思います。

あわせて、あんしん電話ですけども、これは委員会の中でも少し見直しをしているんだという

ことをおっしゃっておられましたけど、何か今回それに代わるものとして予算上計上されてきたものがあるのでしょうか。

**○梶藤介護福祉課長** あんしん電話ですけども、委員会等で報告をさせていただきました。こちらのあんしん電話につきましては終了となるんですけども、これに代わる予算上で上げているものについては、このたびはございません。今後の見守り支援につきましては、私どもの職員、また民生委員さんを通じて見守り支援について対象者についてはお知らせをさせていただきながら、継続した見守り支援は続けていきたいと思っております。

**○中西委員** 私は一般質問でも独り暮らしの高齢者の方の見守り支援、特に回っていろいろお話、要望を聞いてあげる、今高齢者の独り暮らしの方については制度ではありませんけども消防署の職員の方が年1回安全点検で回っておられるというぐらいしかありませんので、このところはその安心安否確認も含めた独り暮らし、あるいは高齢者の巡回相談みたいなところを例えば社協に委託をするとかということも含めて今後部内で検討していただきたいと思います。あんしん電話をここでなくすのであれば、やっぱし今年度中に6月補正でもいいから、それに代わるものとして私は考えてほしいなと思います。

**○梶藤介護福祉課長** 高齢者の見守りについては、確かにこれからも課題だと思っております。先ほど委員おっしゃっていただいたような、委託だとかということに関しましては、相手先があることですので、そのあたりは相談をしながらというふうになるかと思っておりますので、今後検討していきたいと思っております。

**○中西委員** 36ページの生活支援体制整備事業費のところでは委託料、コーディネーター設置業務委託料638万円、これはどこなにかと聞くと多分三石と片上のどこかの事業所になるのでしょうか。何年間かこれも事業やってきていますけども、もう少し事業が拡大していかないかなと思うんですけど、今年度どのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

**○梶藤介護福祉課長** コーディネーター設置業務委託料につきましては、3か所委託をしております。第1層といいまして市全体を統括していただくような業務につきましては社協さんをお願いしております。それから、北圏域につきましては、同じ社協なんですけど、吉永支所をお願いをしております。こちらの南圏域につきましては、片上のNPOさんに委託をしているという現状です。具体的な業務としましては、サロンに通う方の付添い支援をするような通所付添いのサポート事業を主には今展開をさせていただいているというところと、いろいろボランティア養成講座を社協さんがしてくださったり、それから今年度については今意向を聞いているところですけども、スマホ、タブレットが進む中で、例えば民生委員さんだったり、高齢者の支援に関わるような人へのスマホ教室の開催を考えていただいたりというふうなことで、いろいろ地域課題に向けての課題を探していただいているような状況でございます。確かに業務を幅広くもう少し拡大というところは、私どもも少し課題には思っているところですので、委託先ともっと具体的な話を詰めていくというところが必要かなとは考えております。

○中西委員 これはやっぱり事業としては私はコーディネーターの養成をしていく、地域の課題を解決していくような人たちを養成し、地域の中で活動していくものだと思うんです。ところが、これは逆に今ではその地域で通所の何たらをやる、そういう事業になってしまっているのではないか、1層、2層、3層といえども前は1層しかなかったときもありましたけども、1層だけじゃなかった、コーディネーターを養成して地域のそれぞれ課題を解決していくような人たちを養成していくという、本来の私は目的に沿ったような形での委託がされていいんじゃないかなと思うんですよ。今のままだったら、何とかの事業に対しての補助金みたいな形になってしまっているんじゃないかというところは考えてほしいなと思います。それと、今年は3か所と言いますけど、あと日生もありますし、旧備前でいえばもう少し東西ありますので、もう少し今年度は何かこれがもう少し広がらないかなと思うんですけど、どうでしょう。

○梶藤介護福祉課長 委員おっしゃるとおり、コーディネーターさんを養成していくというところにつきましては、職員もこの事業と一緒に関わりながらというところで、大分に支援をさせていただいているかと思うんですが、それぞれ事業を抱えながらの中ですので、具体的なところをもう少し洗い出していく必要があるかなと思います。

あとほかに委託先がないかというところですけども、こういったコーディネーターという職種といいますか、できる方をやっぱり見つけたり、そういう団体にアプローチしたりというところが必要となると思いますので、今の時点で現状すぐにそういったところを見つけれられていないというのは現状なので、今後検討してまいりたいと思います。

○西上委員長 暫時休憩といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○西上委員長 委員会を再開いたします。

梶藤介護福祉課長より資料の御説明の申出がございますので、この際許可いたします。

○梶藤介護福祉課長 午前中に青山委員から御質問がありました、介護予防・日常生活支援事業、それから介護予防・日常生活支援総合事業以外というところでの分類のことですが、今お手元にパンフレットのコピーですけどもお配りさせていただいております。こちらが介護予防・日常生活総合事業の中身になりますが、見開きの中に総合事業の内容を書かせていただいているのと、最後のページに一般介護予防事業というものがあります。この一般介護予防事業も含めた2つの事業を総合事業と言っております。予算書の中で言いますと、30ページ、31ページのところから4款地域支援事業費が出てまいりますが、介護予防・生活支援サービス事業費、それから5項の一般介護予防事業費、この2つが総合事業になっていきます。32ページの6項、包括的支援事業、任意事業費以降のところは、それ以外の事業という位置づけになっております。先ほども申し上げましたが、それぞれで国、県の補助の負担が変わってくるというところで分けているような現状でございます。

○西上委員長 それでは、議案第8号の続きを行かせていただきます。

歳出のほう入っておりますので。

○立川委員 12ページ、13ページ、国庫支出金で保険者機能強化推進交付金598万4,000円、どんな事業だったですか。それと、どのくらい考えておられるのか、御説明いただけたらと思います。

○梶藤介護福祉課長 これに係る事業につきましては、先ほど申し上げた地域支援事業に係ってまいります。保険者が事業をどの程度やってきているかというところで、これは国の交付金なんですけども、それぞれの市町村が実施している事業の評価をしながら、その評価によって交付金が配分されるものになりますので、事業をしている、していないの評価によって入るものになります。

○立川委員 これ多分評価事業やったと思うんで、その評価がどの程度なのか教えてください。評価表があったでしょう。備前市はどの程度の評価を受けてと言ったらおかしいですけど、自分ところでチェックしてこの程度というのを出されていると思うんですけど、推進交付に至る評価表。

○梶藤介護福祉課長 手元に詳しい資料はないんですけど、県内でもほぼ2位、3位ぐらいまでには入っているぐらいで、割と県内の市町村に比べましても、この交付金についてはたくさんいただいている現状でございます。

○立川委員 御努力の結果だと思います。以前は低かったんですけど。ポイントがあったと思うんで、それをつけたんだと思います。OTさんかな、そこら辺で御努力に感謝申し上げるところです。

続けてなんですが、12目で1節の介護保険保険者努力支援交付金、895万8,000円計上されております。これが自立支援とか重度化防止のほうだと思うんですけど、どちらに言うたらおかしいですけど、力を入れている事業、何かその辺ありましたら御説明いただきたいと思いますが、生き粋体操だけ。

○梶藤介護福祉課長 事業の内容としましては、やはり介護予防に力を入れるというところで包括の機能でもありますので、先ほど委員がおっしゃられたようなサロンに対しての普及啓発だったり、生き粋びぜん体操をできるだけ週1できるようなサロンを増やしていくような事業であったり、それからサロンをできるだけ御自分の足で通える範囲のところにつくっていくような活動支援をしているというところが大きな予防事業だと思っております。

○立川委員 歳出で、総務費からお伺いします。

1項総務管理費で、1目一般管理費、1節の報酬10万4,000円、地域密着型サービス運営委員会委員報酬、委員は何人でしたか。交代はあったんですか。定数と現在員と、交代があったら教えてください。

○梶藤介護福祉課長 10名ほどの委員です。交代につきましては、福祉の施設関係の方、特養

の方を長年していただいた中で交代をしていただいているのが今年度からです。あと大きな異動はなかったと思います。

○立川委員 1人1万円ぐらいとお聞きをしておりますので、そんなもんかなと思います。

続きまして、同じ目ですが、18節の備品購入費418万円、機械器具備品として計上されておりますが、どんなものを買われるのでしょうか。

○梶藤介護福祉課長 審査会を毎週するんですけども、そちらで使わせていただく認定調査の結果をOCRで読み込んでいくような機器の更新になります。それが、介護認定の結果のシステムと連動していくような器具になっておりまして、そちらが老朽化しているというところで、このたび予算を上げさせていただいております。

○立川委員 OCRの事務機器というところで解釈しておりますが、これも何かソフトができて、先ほどおっしゃったようなAIの絡みの装置もあるやに聞いておりますが、そういう検討はなされなかったんですか。同機種を買われるんですか。

○梶藤介護福祉課長 タブレット形式の検討もしてきているんですけども、なかなかうまく機能しないといいますが、まだ一般的には出回っていないというところで、これに代わるような私たちが求めるものではなかったと聞いておりまして、今の機器の更新ということになります。

○立川委員 今クラウドでやってらっしゃるところがあるやに聞いておりますので、これを使うとかかなり人手がかかるといいますし、その辺もちょっと考えて優秀な職員いらっしゃるわけですから、ソフト化の相談をされて独自のオーダーもされて研究していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

22、23ページ、1款総務費、3項の介護認定審査会会費、1節で405万6,000円、介護認定審査委員報酬ということで、委員は現在何人ぐらい委嘱をされて常時何人ぐらい出てきていらっしゃるんですか。全員出てくれば一番いいんですけど。

○梶藤介護福祉課長 介護士認定審査委員会が、今3合議体あります。1合議体当たり、審査会に出席していただく方は5名の委員さんで構成されています。今最低でも15人いるというところですけども、医師の先生なんかやはり緊急のことで来られない場合もありますので、そこにつきましてはプラス1名確保をしているような状況で交代をしていただきながら出ていただくということをしております。報酬につきましては、1回当たり1万2,000円の報酬です。

○立川委員 1人当たり1万2,000円、これ高いほうですか、安いほうですか。何か基準がありましたっけ。

○梶藤介護福祉課長 具体的に基準はなかったと思うんですが、一般の先ほどのような地域密着の運営委員会とか、そういう方の報酬よりは少し増しておりますので、委員の皆さんには事前に認定の調査の結果とか意見書も見ていただいた上で、当日参加していただくような御負担もしていただいているので、普通の委員会よりは少し報酬をアップしております。

○立川委員 事前に15件なり20件なりの書類をもらってドクターが確認して、ドクターは結

構横のつながりがありまして、1万2,000円なら適当にやっつけやとか、2万円くれるんやったらちょっと行こうかとか、そういうお話もあるやにドクターから聞いておりますので、備前じゃないですよ。少しその辺も、よその並びとよく御検討いただいたほうがいいのかなというふうな気がしますので、お願いをしておきます。

それで、その関連と言うたらおかしいんですけど、認定会議は一生懸命やっておられるわけですけど、認定件数がちょっと増えましたよと、要支援が、そこら辺御説明いただけませんか、認定者について。

**○梶藤介護福祉課長** 認定者については、午前中にも申し上げた部分ですけども、介護2の認定者につきましては令和3年度末から比較しますとほぼほぼ同数です。1,550人ぐらいの認定者です。要支援1、2の認定に関しましては、令和3年末が708人から749人ということで、現在40名ほど増えているような状況ですので、要支援の認定をされる方が増えているのが今年度の特徴かなと思っております。

**○立川委員** 今後は皆さんの御努力で、要介護よりも要支援のほうにというところで頑張っておられること、ありがたいと思います。

引き続きですが、その後の1款総務費、3項の介護認定審査会費、2目の認定調査費等の中で、13節委託料、訪問調査の委託が上がっているんですけど、訪問調査されるのは何人ぐらいが交代で訪問されるんでしょうかね。

**○梶藤介護福祉課長** こちらの委託料につきましては、市外県外の市民の方が入所している、または娘さんや息子さんの家におられるような方の調査を委託する額です。

**○立川委員** 大変変な話ですけど、備前市内には住んでいるけど、今岡山におるよ、じゃ、岡山行ってくださいという分の委託料だと思うんですけど、これどこかNPOさんでしたっけ、どこへ委託されているんですしたか。

**○梶藤介護福祉課長** 委託先につきましては、その方が入所している施設のケアマネジャーさんだとかということになりますので、1か所というよりはそのたびにお願いをさせていただくような形です。

**○立川委員** ということは、個別で契約されていかれると、大体1回、場所にもよるんですけど、これ1万2,000円ですから、何件も行かれへんのかなという気はあるんですけど、昨年で何件ぐらいこういう対象がございました、訪問調査をされたという。

**○梶藤介護福祉課長** すみません、ちょっと今件数を把握できておりませんでした。後から報告させていただきます。

**○立川委員** ちょっと費用が少ないような気がして、1回行って例えば1回6,000円ですよということになれば、これ割り算したら分かるわけで、そういったところでちょっと費用がどうか、これも近隣他府県と比べて御検討いただけたらなという思いでお尋ねをしました。

**○梶藤介護福祉課長** 今年度につきましては、訪問調査を委託したケースについてはないという

ことになります。

○立川委員 ないということで、この計上は何件ぐらい予想されているんですか。

○梶藤介護福祉課長 1件当たりが4,400円の30件分です。

○立川委員 二、三年用がなければ半額ぐらいの計上でも、またお考えをいただきたいと思います。

続きまして、24、25ページ、今度保険給付のほうでお尋ねをしておきます。

1項介護サービス等諸費で19節負担金補助及び交付金で33億4,114万2,000円、居宅介護サービス給付費等ということで、これ多分認定者が上がったりしている関係でアップになっているのかなと思いますが、これ単価についてもちょっとアップしたとか、何かその辺の要因についてお話があったらお聞かせください。

○梶藤介護福祉課長 この居宅サービス給付費ですけれども、先ほど来のお話でもあるんですが、居宅介護サービス費につきましては補正のほうでもちょっと減額をさせていただいた経緯がありますが、施設介護に関する給付費については伸びが落ちています。それから、在宅の方への居宅介護サービス、それからそれを作るプラン料というものはやっぱり上がってきているというところで、3年から4年の伸び率を基に試算させていただきまして、こちらにつきましては増額をさせていただいております。1件当たり介護度の高い方が出ると、やはり給付費が上がってくるところもあるので、少し余裕を見ているところもあるのが現状でございます。単価につきましては報酬単価ですので、国の報酬には現在変更はございません。

○立川委員 改定は来年でしたっけ。

○梶藤介護福祉課長 令和6年からです。

○立川委員 同じくその下で、介護予防のほうもお尋ねをしましょうか。

○梶藤介護福祉課長 介護予防につきましては、先ほどのお話でもありましたように、どちらかというと予防の給付費の伸びが大きいと見ております。大体、去年と同額の部分もありますが、計画値どおりの予算取りをさせていただいているというのが現状です。福祉用具だとか、特に住宅改修なんかも伸びが大きく出ておりますので、そちらについては増額をさせていただきまして、昨年度に比べて398万円の増額とさせていただいております。

○立川委員 続きまして、26、27ページで、給付費ですが、2款保険給付費の高額介護サービスをお尋ねしておきます。

高額介護サービス費、1目ですね、19節の負担金補助及び交付金、高額介護サービス費ということで上がっておりますが、これが6,490万8,000円という計上なんですけど、どのぐらいを見込んでおられるのかお教えいただけますか。

○梶藤介護福祉課長 見込みですけれども、昨年度実績を基に今回減額をさせていただいております。この高額介護サービス費につきましては、令和3年8月の法改正で利用者負担が少し変わってきておりまして、利用者負担について利用者の負担が増額になっていくような法改正でありま

した。そのことで、給付費といいますか、介護給付からの持ち出しは少なくなるということで、令和3年の決算から見込んで、このたび減額をさせていただいている状況です。

**○立川委員** 先ほど御説明ありましたように、一般的な御家庭、課税標準額で338万円でしたっけ。380万円ぐらいの課税対象額で年収にしたら700万円程度、上限が4万4,400円だったと思いますが、これがほぼおっしゃったような改正で700万円以上の人がほぼ倍、8万円から9万円、1,000万円を超える人については十何万円、その倍14万円ですか、ぐらいになって、そこが上限額ということになりましたら、一般的な家庭ですと4万4,400円、月5万円こういう費用にかかったら6,600円負担せにゃいかんわけでしょうということは、所得が上がれば当然また負担額は増えてくると言いながらも上限額が上がりますから、というところの計算になろうかと思うんですけど、違いましたっけ。合うてますか。その辺しっかり見極めて、備前市の構成から推計される数字を入れていただけたらありがたいなと思いますので、実績に頼らんと。これ多分変わってくると思いますので、その辺はいかがですか。

**○梶藤介護福祉課長** 委員おっしゃるとおり、上限額4万4,000円が3つに細分化されて690万以上になると14万円の上限額とこのたび変わっておりますので、そのあたり人数まできちんと見れていないところはありますので、具体的な数字をつかんでいきたいと思います。

**○立川委員** 特例と言うたらおかしいですけど、70歳ぐらいは線引いていませんでしたか、1本。何か60万円でストップとか、上限額が70か71かで何か線引かれていると思うんですけど。

**○梶藤介護福祉課長** 細かいことがもしかしたら間違っているかもしれないんですが、現役並みの所得の方については同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいる場合にということなので、65歳という線引きです。

**○立川委員** その下の高額医療合算介護サービス、19節のこれも一緒なんですけど、これが多分高額医療合算介護、これが71歳でしたっけ。何かそこら辺上限があったと思いますので、いわゆる線引きがあるところはしっかり広報いただけたらなというお願いです。広報のほう大丈夫ですか。70を超えたらまたちょっと変わるんですよ。

それから、地域支援で先ほども出たんですが、6目の生活支援体制整備事業費、36、37ページ、19節負担金補助及び交付金、84万円の通所付添いサポート事業補助金も3件ぐらいでしたっけ。三石、吉永と、どこでしたっけ。

**○梶藤介護福祉課長** こちらが吉永と日生が今、実際に動いておりまして、この3月に日生のほうが発式をする予定になりますので、今年度で3か所の通所付添い事業が始まります。

**○立川委員** 何人規模になるんですかね。

**○梶藤介護福祉課長** 関わっていらっしゃるボランティアの登録の数、現在サポーターの数が三石が25人、吉永が8名、日生は数が把握できてなくて申し訳ないんですが、吉永、三石で今34名の方がサポーターでしていただいております。

○立川委員 サポーターになろうと思ったら、勉強に行ってくださいというのがありましたよね。あの分の補助は入っているんですか。あくまで自前で、持ち出しでお願いしとったんですって。

○梶藤介護福祉課長 通所付添いにつきましては、その上のコーディネーター設置業務委託料の中で社協さん等をお願いしている業務にもなります。こちらの委託料の中で、交通費だったり研修費用だったり負担をさせていただいているということになります。

○立川委員 サポート事業補助金、補助金だけもらってやっているところもいっていますが、もう100円でもという気はするんですけど、この保険だけは入ってくれていましたよね。その確認です。

○梶藤介護福祉課長 保険のほうにも入っております。

○立川委員 44ページ、45ページ、8款の諸支出金で単市地域支援事業費、20節の家族介護支援クーポン144万円について御説明いただけますか。

○梶藤介護福祉課長 家族介護クーポン支援事業につきましては、先ほどお話をさせていただいたんですけども、要介護3以上の方の在宅で見ておられる非課税世帯ということで上げております。資料がすぐ出てこなくて申し訳ないです。調べて後でもよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○立川委員 結構ですよ。一番知りたかったのは、要介護3以上が該当していると思うんですけど、これ施設入所の方、それともうやむを得ず在宅でされている方との比率っていうのはどうですか。つかんでおられますか。要介護3以上で居宅にいらっしゃる方。

○梶藤介護福祉課長 このクーポンを御利用になられる方は在宅の方が対象者になっております。

○立川委員 要介護3以上で在宅の方にこのサービスをされるわけでしょう。それ以外、施設以外でどのぐらいの数いらっしゃるのでしょうか。

○梶藤介護福祉課長 要介護3以上の現在の認定者が689人おられます。その中で、施設入所の方が347名、大体半々というところかなと思っております。

○立川委員 大体半数ぐらいということですね。入所の方と在宅の方と。689人のうち347人という理解でいいんですかね。

○梶藤介護福祉課長 地域密着型のサービスで、グループホームとか地域密着型の特養だとかというあたりもありますので、具体的な施設と在宅のきちんとした数が今、分かりません。

○立川委員 施設入所ですから、そういったところも全部入ると思いますので、それはつかんでいただけたらと思います。これも後刻で結構です。ということになりますと、在宅でされている方の家族介護支援クーポン、在宅で見ておられる人はおむつとかいろいろ買いましょうかというクーポンがつくと思うのは、対象者は何人ぐらいを想定しておられるんですか。それも分かりませんか。一人頭何ぼぐらいの予算で144万円が出てくるんですか。

○梶藤介護福祉課長 家族介護支援クーポンについてですけども、この5年度の予算につきましては20人分を想定しておりまして、1か月当たり6,000円の3か月ごとに出させていただく20人分です。4期ありますので、144万円ということで予算計上させていただいております。

○青山委員 ちょっと2点お伺いしたいんですけど、22、23ページ、認定調査等費の12節の役務費、手数料が938万8,000円上がってんですけど、内容を教えてください。

○梶藤介護福祉課長 こちらにつきましては、主治医意見書の意見書料になります。それぞれ在宅の新規、それから在宅の継続の意見書を書いていただいた主治医の意見書料になりますので、新規の方、それから継続の方、それぞれ単価が違いますけども、1,800件の予算を計上させていただいております。

○青山委員 例年そのくらいな件数が上がってくるということでしょうか。

○梶藤介護福祉課長 例年の件数になります。

○青山委員 1件につきどのくらいな値段になるのでしょうか。

○梶藤介護福祉課長 在宅の方で新規の申請の方の意見書料につきましては5,500円、それから在宅の方で継続の審査につきましては4,400円、施設の方の新規の意見書料が4,400円、施設の方で継続の方が3,300円という単価になります。

○青山委員 42、43ページの8款の諸支出金、4項28節の繰出金ですが、予防サービス事業、繰出金、これが昨年に比べて大幅に約350万円減になっておるんですけど、これはどのような事業で減になった理由は何でしょうか。

○梶藤介護福祉課長 こちらの予防サービス勘定事業繰出金ですが、次の13番勘定の予防サービス事業勘定というのが51ページ以降にございます。こちらの事業につきましては、個人の計画策定をしていくような事業になります。サービス計画費だとか、それに関わる人件費も入っております。そういった事業が地域支援事業の補助に当たる部分でありますので、予防事業の歳出の部分の補助分につきまして、こちらでまとめて繰り出す形になります。繰り出す額については、計画費の収入が入ってきますので、その額を引いた額を繰り出すということになります。減額されているところなんですけども、昨年度ケアマネジャーの会計年度の職員さんの予算を3人分こちらで計上させていただいていたんですが、この5年度につきましては2人分の計上ということで1人減になった分が減額になっているということです。

○青山委員 介護関係については、要支援になって不便をされている方の支援ということもあると思うんですけど、やっぱり予防が一番大切かなと思うんで、しっかりできるような人材配置なり、仕事の分担なりをしていただけたらと思います。

○立川委員 42、43ページ、8款諸支出金、5項単市地域支援事業費の中で一般管理費、13節のショートステイの委託が出ているんですが、6万円についてお教えいただけますか。

○梶藤介護福祉課長 この事業につきましては、介護認定を受けておられない高齢者の方、急な

ことでショートステイを利用されるような状況になったときに、この委託料で利用していただく事業になります。実績としては、ここ二、三年はございませんが、一応予算計上はさせていただいているような状況です。

○立川委員 ここ二、三年ないということで、ないにこしたことはないんですけど、これはどこへ委託されとるんでしょうか。

○梶藤介護福祉課長 主には、その事案が発生したときに委託をすることになるんですけども、蕃山荘にはもともとそういった事業を請け負っていた経緯がありますので、そちらを利用させていただくことが多いのではと思っております。

○立川委員 行き場のない人のショートステイということで、こんなこともやっているよというのどこか端っここのほうにでも利用がなければありがたいんですけど、多分今から出てくると思いますので、広報のほうよろしくお願いします。

○西上委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第8号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第15号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第15号令和5年度備前市病院事業会計予算の審査を行います。

別冊予算書をお開きください。

歳入歳出一括で行かせていただきます。

それでは、質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○中西委員 1ページの業務の予定量のところでお伺いをさせていただきます。

備前病院の外来、入院での人員増についての何か工夫はされておられますでしょうか。

○藤澤備前病院事務長 入院については、コロナ病床が5月8日から変わるということで、今一般病床の半分ほど閉鎖しているんですが、こちらのほうが空いたことによって一般病床に入る患者さんを多少見込んでおります。

外来につきましては、従来から透析、それから人間ドック等取り組んでおりますので、こちらに引き続き取り組みながら、コロナ後を見据えて、また患者さん増を目指していきたいと思っております。

○中西委員 入院ですが、5月7日からコロナ病床をなくするとお伺いをしたわけですが、そうすると今まで入ってきていたコロナ対策のお金が入らなくなる、一般病床として使った場合に病床が埋まらなければ大変苦しい経営になるんじゃないかと思うんですが、そこはどのようにお考えになっておられますでしょうか。

○藤澤備前病院事務長 コロナ病床を開放するとは言ったんですが、一部は残す予定になっております。

ただ、そこはまだこれからのところになりますし、国の方針もまだ決まっておりませんので、どういうふうにするかを院内で協議しながら進めているところです。

それから、補助金につきましては、確かに継続がなくなるということも考えておりますので、そこはまた入院患者の増、一般病床に入る入院患者の増を目指しながら、確保していきたいと思っております。

○中西委員 コロナ病床はどのくらいを思っておられますでしょうか。

○藤澤備前病院事務長 まだはっきりとは決めてはおりませんが、現在確保している病床は残ることになると思います。

○中西委員 現在確保している病床が残ると。

○藤澤備前病院事務長 県から言われ確保している入院病床は、今現在6床でございます。こちらのほう最低限残ることになると思いますし、フロアでここの区域はコロナ対応で、となると思いますから、もう少し多くなると思っております。

○中西委員 そうなると、その部分をどうやって入院を補っていくか、これはなかなかしんどいことじゃないかなと。私が言うよりも事務長のほうで御存じのようにコロナの給付金で何とか黒字に転化しているところがありますから、そこをどこかでカバーしなければ入院の収益が上がらないということになってきますんで、一般病床を埋めるのはなかなかしんどい取組だったんだと思うんですが、そこは少し力を入れる必要があるんじゃないかと。例えば私が前から言っていますように各疾患の教育入院みたいなものも必要じゃないか、何らかの取組をしないと入院のところがしんどいんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○藤澤備前病院事務長 御意見ありがとうございます。院内で協議してまいりたいと思います。

○中西委員 もう一つは外来ですけども、私もワクチン接種なんかで備前病院の外来に伺いましたが、何かすごく寂しい外来だなと思うんですよ。私は、備前病院は基本的に外来を増やすことができる病院だと思っているんです。医師の体制も大変厳しいですけども、それなりの診療科を持っていますし、体制を持っているということでは評価できる。どこに患者さんを集めてく、どこからどう集めてくるかと、ここの営業のところがやっぱり必要なんじゃないかと思うんですけども、この外来を増やすのはどのような方法を考えておられますでしょうか。

○藤澤備前病院事務長 外来につきまして先ほど申し上げましたとおり、従来の人間ドック、それから内視鏡検査の専門医にも来ていただいていますので、そちらのほういろいろとPRしながら

ら、またほかのところにも外にも打って出てしっかりPRしながらやってまいりたいと思っております。

○中西委員 あとこの中で、人工透析の数が出てこない、あるいは量、金額が出てこないんですけども、人工透析は前年度よりも金額的、あるいは人数的にも増えるようなことになっているのでしょうか。

○藤澤備前病院事務長 詳しい資料今ございませんけれども、人工透析の患者さんを増やして取り組むような姿勢は思っております。

○中西委員 あと日生病院の外来なんですけども、多分この外来の中にはドクターの往診が含まれているのかなと思うんですけども、日生病院が黒字に転じている理由は私は2つあると思うんです。1つは、これまで療養病床が空いていたのが埋まってきた、これは多聞荘との関係も私はあるんだと思うんです。非常にタイミングがよかった。もう一つは、ドクターの往診ですよ。この数の上では出てこないんですけども、質的な面でドクターが往診をしていると、地域の中でどのくらいの数の、月によっても変動もあるでしょうけども、1か月何人くらい往診をしておられるのでしょうか。

○小野田日生病院事務長 令和3年度の実績になってしまうんですけど、月当たり大体120人程度往診に行かせてもらっています、延べ人数になりますけど。

○中西委員 120人というのは4週で割ると週に30回というような感じになるんですけども、実人数にすると恐らく20人から30人ぐらいの規模かなと思うんです。ここはやっぱ在宅で往診をしていると、その実人数の分ぐらいの有床のベッドが在宅にあるということになってくる。それは経費もあまりかからない、人件費もあまりかからない、一つ有効な方法だと思うんです。それが一つは在宅から病院へ、病院から在宅へということにつなげているんで、この数字の上では出てこないですけども、質的なやっぱ医療の展開だろうと僕は思うんです。やはりもし備前病院なんかもそういうことができれば、少し近場のところで取組もできないものかなと思うんですけど、これはいかがでしょうか。ドクターの問題もありますから、そう簡単にはいかないとは思いますが。

○藤澤備前病院事務長 備前病院でも在宅医療、それから往診や往リハも考えておりますので、そちらを今計画しておりますが、取り組んで患者さんの増に邁進したいと思っております。

○中西委員 訪問リハもお考えになっておられるんですか。

○藤澤備前病院事務長 今検討しているところです。

○中西委員 ぜひ検討していただきたいと思います。これからのやっぱ在宅の取組が一つの課題かなというような感じがします。

収入のところでお尋ねをしたいんですけども、コロナの給付金は5年度はどのくらい3病院で見込んでおられるのでしょうか。

○藤澤備前病院事務長 詳しい試算はしておりませんが、備前の入院以外はコロナの補助金はな

くなるのではないかと考えております。

○中西委員 当委員会で以前から1年間どのくらいコロナの給付金が下りてきていたのかという一覧の資料を出していただきまして、そこから差っ引いていくとどのくらいになるのか、これはまた、今日の委員会で無理があっても、またどっかで御報告をお願いできませんでしょうか。

○尾崎病院総括事務長 また、次回の委員会なりで御報告させていただきます。

○中西委員 ぜひお願いしたいと思います。前回コロナの給付金の収入に占める割合が非常に多かったと思うので、今回の予算を見ていまして大変心配しているところです。どこか黒字に転じるような、そういうところをどうしたらいいのかなというのは真剣に考えていかなければいけないのではないかと思います。

歳出の病院の経費のところは増えているんですね。それは、その経費の増える理由についてお聞かせ願いたいんですけど、いかがでしょうか。

○小野田日生病院事務長 経費のほうが前年度に比較して5,500万円程度増えているんですが、そのうち4,500万円程度がいわゆる電気代の増となっています。

○中西委員 大変な負担ですし、入院、外来の患者増を目指していかないと、ここの経費が出てこないということになると思うんです。そのことを指摘して、また御努力をお願いせなあかんわけですけど、その点で75ページからの介護老人保健施設事業費用の中で、ここの老健だけは経費が減っているんです。本当なら電気代がちょっと大変なんじゃないかなと僕は思っていたんですけど、経費が減っているんで、その理由についてお聞かせ願いたいと思います。

○藤森備前さつき苑事務長 さつき苑におきましては、修繕費等を節約しましてこちらのほうに回してという状況でございます。

○中西委員 電気代はどうか。

○藤森備前さつき苑事務長 電気代は当然他施設と同様、増大している状況です。

○中西委員 80ページの訪問看護ステーション事業費用の施設運営費用、給与費が前年度と今年度を比較すると大変目立つんですけども、これは人事異動か何かあるということでこうなるのでしょうか。

○藤森備前さつき苑事務長 訪問看護ステーションの給与につきましては、退職金等の見込み等が増えているというような状況でございます。

○立川委員 それでは、その前のほうから順次お話をさせていただきたいと思います。

取りあえずコロナで大変ある意味特需と言ったら語弊がありますが、給付金で一息ついたところだと思いますので、今年度が勝負かなという思いの中から、25ページに給料が出ているんですが、25ページの3番、給与及び手当の状況ということで一番気になるのがドクターのところですね、昨年72万5,785円の平均給与が5年度は66万2,800円になりますよ、平均給与、賞与入れた分についても141万6,435円が137万7,564円になりますよ、どちらも低下ということであるんですけど、新陳代謝か何かありましたか。

○尾崎病院総括事務長 吉永病院のほうなんですけど、1人地域枠の先生が来ていただけていて、その先生の分を入れますとちょっと一気にこういう金額にはなっております。ほかの先生に比べると単価が低いのでということです。

○立川委員 じゃ、その地域移行の先生をたくさん増やしてください。ドクターの確保、これに多分苦慮しておられると思うんですが、備前市では岡大に1億円出して先生もらうんやということでお話をされていましたが、どうですか。病院からドクター送っていただけましたか。

○尾崎病院総括事務長 岡大にも当然お願いはしておりますが、あちらも事情がいろいろ苦しいことがあるようです。

ただ、臨時の先生であったり、当直の先生であったり、病院によってにはなりますけど、来ていただけているところもございますので、全く何もしていただけてないということは現状ございません。

○立川委員 苦しい答弁をさせました。当然前から言っていますけど、研修医制度が変わってから医局にドクターがいないよという現実から、私のほう聞いておりますのが岡大も備前市の病院というくくりで備前病院に何人、吉永病院へ何人、日生病院へ何人という枠ではなくて、備前市の病院で何人、医師1人派遣しましたよということで実績を言われておると聞いておりますので、その点は事務長は聞いておられますか、医師の派遣について。

○尾崎病院総括事務長 私自身直接伺ったわけではございませんが、そういうこともあるよということは聞いております。

○立川委員 前、院長ともお話をしましたけど、大先生ともお話をしましたけど、自分のところがよかったらいい、備前病院がよかったらいいということではなくて、もう当然大学の医局にしてもこの駆け引きは御存じだと思いますけど、文科省と厚労省の綱引きでこんなことになったんですけど、病院のほうは多分先生送ってくださいというお願いしても、医局に玉がないんで来られないんですよね。苦しい答弁で岡大の医局のほうはごめんなさい、備前市の病院ということで対応していますと、吉永病院、日生病院で対応していませんと、もう一度確認をしていただいて、ここですよ、しっかりその辺の対応をしていかないとドクターがこれ多分高齢になってチェンジしてくるとおっしゃるとおりもうパートの先生、OBさんがしょっちゅう診ていただいているというようなことでまた人気も下がると思いますので、その辺しっかり3病院でお考えをいただいて対応いただけたらと思います。これはお願いですが、そうやって医師の給料が減るとするのはこれこの表が行きますから、ドクター間で、備前市の病院こんなやぞと言われたら多分この頃ネットでドクター転職がはやりと思いますので、よく御注意をいただいてしていただけたらと思います。

31ページ、予定のBSが出ているんですけど、この中で気になるのが貸倒れ引き当て、病院合計では1,158万6,000円の貸倒れ引き当てが計上されております。備前病院100万円、日生病院400万円、吉永が648万3,000円、ちょっと引き当ての貸倒れ引き当てに

ついてコメントいただけますか。例えば窓口負担の焦げつきですとか、何か特殊な事情があればまた。

○小野田日生病院事務長 貸倒引当金につきましては、前年度の2月、3月分の診療報酬の減額分がほとんどになります。今まで特別損失という形で処理をしていたんですが、平成26年の公会計の改定によりこのような形になっています。全てが入ってこないわけじゃなくて、後からまた請求すれば入ってくる額となっていますが、BS上はこういった形で表記をさせてもらっています。

○立川委員 報酬の収入遅れ2か月、レセ遅れと言われる部分のこれさっきおっしゃったように、こういう計上をされていなかったのが急にされていたんで、お尋ねをしてみました。そういった注意事項があったら下にでもちょっと付記をお願いしといたらと思いますが、その辺の配慮は全くする予定はないですか。患者科目は変わっていると思うんですけど、急に貸倒れ引き当てが上がってきたら気になりますので、お願いをしときます。内容については、分かりました。よろしくをお願いします。

同じく予定のBSでも当期の利益が出るような決算予定になっておりますので、ぜひとも出るように病院会計で御努力いただけたらと思います。

それと、89ページで委託で気になるところをお尋ねしときます。

医事の業務委託、備前病院に3,750万円、医師の派遣委託料、備前病院が949万円、日生の医事業務の委託が250万円、医事業務吉永が3,900万円、大分差があると思うんですけど、その辺のところはどういったところへ、例えば医師の派遣の委託というのは備前病院、吉永病院、日生病院、どういう支払い方をここで計上されておるのでしょうか。

○藤澤備前病院事務長 備前病院につきましては、受付窓口で人材派遣を受けておりまして、こちらのほうを委託で派遣していただいております。吉永病院も受付、それから入院業務を委託で契約して人材を賄っております。

○立川委員 そういう日医さんとかいろんなところへ委託されておるんですが、金額が非常に違うんですよ。多分レセプトまでされている委託という払い方をされているんじゃないかと思うので、その辺しっかり統一的な対応の仕方、窓口業務だけです、じゃ、委託料幾らですよ、レセプト見させて幾らですよ、夜間とか、そういう特別受付させて幾らですよ、それをもし分かればありがたいなと思います。一番お聞きしたいのが、医師の派遣委託料ということで備前病院が計上しておられるんですが、949万円、これはどこへ、まさかおみや代じゃないと思いますが、どうですか。

○藤澤備前病院事務長 こちらに関しましては、岡山赤十字病院から心臓血管外科、呼吸器内科、脳神経外科の医師を派遣していただいております、日赤へ委託料として支払っているものでございます。

○立川委員 日赤さんだけですか。さっき言った脳外なんかやったら東部脳外もあるでしょう

し、それは個別契約かな。日赤からということで、ほかにどっかそういう医師の派遣委託先というのがありますか。

○小野田日生病院事務長 日生病院のほうで、岡山ハートクリニックから循環器内科の医師を派遣していただいています。

○立川委員 結局大学の医局、その他にドクターがいっぱいじゃないので、そういったところの病院、個人的なつながりからお願いしとるところもあるでしょうし、そういったところの方法をしっかり模索していただいて協力病院と言えはあれですけど、日鉄広畑なんかですと県立病院と一緒にあってというようなどころがありますので、できるだけ協力病院を増やしていただいてドクター確保努めていただきたいなと思います。

○尾崎病院総括事務長 その点につきましては、3病院ともそういう努力をしてみたいと思っています。

○立川委員 本当にターゲットを絞って、でも東部脳外なんかでもいいじゃないですか。連携を増やしていかないと、診療科目の維持も難しいでしょうから、目標だけターゲットを絞って打ってほしいなと思います。これはもうくれぐれもお願いをしておきます。

それと、以前から何回も申し上げてきておりました電カルがどうにか今回3病院とも出そろってというところなんですけど、一般質問で答弁もございましたけど、日生の電カルも同じスタイルだと思いますけど、これ1億5,000万円の予算で回っていますけど、予算内で収まりそうですか。

○小野田日生病院事務長 日生病院の電子カルテにつきましては、まだ今年度中の契約という予定で進んでいます。1億5,000万円に収まるような形で契約をと考えています。

○立川委員 今パーツ、基盤、その他がないらしくて結構つらいよということをお聞きしていましたので、その辺で心配にはなったんですけど、当然47のクラスでしょうということで半導体が、それもちよっとつらいようなお話をしましたんで心配しました。くれぐれもこの契約で行ってください。

それと、さっき国保のところを出たんですけど、超音波診断装置、備前病院が863万5,000円、日生病院が605万円、この差はレベルの差だと思うんですけど、これ前に医療機器も各病院そろえたというようなお話をされていたんですけど、レベルはどう違うんですか。

○藤澤備前病院事務長 備前病院のエコーにつきましては、一般的な腹部等のエコーに加えて血管の診察できる、そういう高精細な画像を得るためのエコーになっております。もう動脈硬化とか、それから血管狭窄とか、そういうものも診断できるようなものとなっております。

○小野田日生病院事務長 日生病院のエコーにつきましては、基本的には腹部のみを考えています。

○立川委員 移動できる、できないというところでも値段が変わってくるんですけど、据置き型と移動型とあると思うんですけど、それはいいです。備前のほうは血管まで狭窄まで見られるよ

と、しっかりアピールしてもらったらいんじゃないかと思うんですけど、こんなエコーが入りましたよ、超音波で血管の中まで分かりますよ、狭窄分かりますよ、腹部狭窄の懸念がある人は来てください、そうしないとせつかく1,000万円近いお金かけて、これ装置だけでしょうか、設置すると1,000万円ぐらいになると思いますけど、その辺どうですか。しっかりアピールするポイントになりはしないかと思うんですが、お考えはどうですか。

**○藤澤備前病院事務長** 技師も非常にPRしたいと申しておりますし、ドクターも備前市のほうで先ほど日赤から心臓血管外科の先生が来られていると申しましたけど、こちらの先生も講演会を1度したいなということでコロナ前に言われていて、ちょっとコロナで今できてないという状況ですが、そういうところはアピールしていきたいと思っております。

**○立川委員** こういう電子機器、医療機器はドクター主導なのか、事務長主導なのか、その辺だけ教えてください。先生もう古うなったから買わなあかん、このぐらいにしようかという事務方からの連絡なのか、ドクターに言われての購入なのか教えてください。

**○尾崎病院総括事務長** 多少の違いはあるかもしれませんが、基本的にはドクターがこういうものが欲しいというところで、あとは事務のほうで業者選定をさせていただいて決めさせていただいているところです。

**○立川委員** しっかりその辺譲らないで、予算もあるよということで、いいものいいもの入れますので、その辺しっかり抑えていただいて、さっきみたいに効用が違うんですよ、血管まで写るんですよというようなエコーだったら、かえって売れると思いますし、ぜひともそこら辺しっかり抑えていただいて、この分包機なんかにしてもそうですね。分2分3までできるよって分包機と、その辺しっかり事務方でお願いしたいと思います。

三石の診療所で大変お世話になっておるんですが、もう数か月経過したところで、先生が3月末で引くよということの御連絡がありまして、うたい文句は午後診もあるよというのが午後診がなくなると、午前診だけになるということをお聞きしているんですが、その辺の対応策についてお尋ねをします。

**○尾崎病院総括事務長** 吉本先生に慰留のお願いはさせていただきましたが、もうどうしてもということで、取りあえず月曜日から土曜日までの6日間今させていただいておりますが、それはどうしても継続しないといけないということで、管理者のほうから御存じの先生に声をかけていただきまして、取りあえず月曜から土曜日まで午前中は何とかやっつけていけるような状況には落ち着きかけております。今後、11月から2月までの午後の診療件数とかも勘案しまして、もしどうしてもというような場合にはどの曜日から午後をとかという、逆に午前じゃなくて午後をと、ちょっともう医師の人数も苦しいところなので、そういうところでのまだ検討が可能なのかなという段階ではあります。

**○立川委員** 先生もあんまり御無理言わないで、体調のこともありますのでお聞きをしております。できるだけそういった希望を聞いていただければなと思います。それと、最後にしようと思

ったんですけど、送迎バスの件でちょっとお尋ねをしますが、各病院小型マイクロはお持ちですかね。

○尾崎病院総括事務長 各病院というよりは吉永病院ではデイのほうの送迎バスがありますし、さつき苑に送迎バスがあるぐらいです。日生と備前は所有しておりません。

○立川委員 病院へどうしても行きたいと、バス何とかならんか、デマンドというようなお話になっとなで、私立の病院ですと送迎バスをずっと走らせています、定刻で。そうじゃなくて、ある程度どっか拠点を見つけて病院が送迎に行くと、さっきの日生さんが訪問診療、諸島部の診療されていると今度逆でといった送迎は考えられるかどうかお返事いただきたいと思います。

○尾崎病院総括事務長 将来的にはそういうことも考えていかないといけないというのはよく分かっているんですが、現在のところやはりほかに診療所の先生方もまだまだいらっしゃいますので、その前を通して市立の病院が送迎をするということにちょっと疑問を感じておりまして、今すぐにというところでは難しいと思っております。

ただ、今後クリニックの先生方もだんだんと減ってきて本当に市立病院だけというような状況がもう目の前に来るような状況になれば、それはやはり検討していくべきことであるとは思っております。

○立川委員 近い将来でないことを祈りますけど、よろしくお願いします。

○土器委員 備前病院へ武田先生が来られとると聞いたんですけど、来られとんですか。

○藤澤備前病院事務長 週1回半日だけ診察に来ていただいております。

○西上委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第15号の審査は終わります。

暫時休憩です。

午後2時26分 休憩

午後2時40分 再開

○西上委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

\*\*\*\*\* 議案第37号の審査 \*\*\*\*\*

それでは、議案第37号備前市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関わる基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定について審査いたします。

議案第37号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。ありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第37号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第38号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第38号備前市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について審査を行います。

議案第38号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第38号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 議案第46号の審査 \*\*\*\*\*

次に、議案第46号備前市人と動物の共生社会の推進に関する条例の制定について、議案書78ページをお開きください。

議案第46号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○草加委員 公布の日が記載されてないみたいなんですけれども、いつぐらいを予定されていらっしゃるのでしょうか。施行日がない。

○西上委員長 施行日が記されていないということですが、どちらがお答えになりますか。

○森保健福祉部長 本議会で可決をいただいた後に早急に公布をいたしまして、その日から施行ということで考えております。

○草加委員 一般質問でこの件については質問させていただいたんですけども、罰則については検討されたんでしょうか。

○森保健福祉部長 委員さん質問のときには罰則規定が指導の根拠にもなるということでお話を聞いていたんですけども、現実的に罰則で過料というようなことについてなかなかちょっと現実的という部分もありまして、またほかの市町村の整備されてる条例も勘案した中で、今回こういう内容でさせていただいております。よろしくお願いします。

○草加委員 早急に条例化を進めていただきまして、大変ありがとうございました。これで動物のことにするトラブルが大分整理しやすくなるんでないかと思っておりますので、今後もよろしくお願いします。

○立川委員 3条をちょっと教えてください。目的を達成するために必要な施策を策定し、これを実施するよう努めなければならない、これ努力義務かな、市のほうの責務、具体的な想定はどこに置いておられるんでしょうか。

○高橋保健課長 この条例を制定後、いろんな案件を対応する中で市の役割というものが今後増えてくるかと思いますが、まずはこの条例の目的であります人と動物とのよりよい共生社会が形成されるよう、市民とこのトラブルが起きている地域での市としての飼い方の指導等が主には上げられると想定しております。

○立川委員 条例が制定されたとしたら、これに違反する行為、例えば81ページ(1)から餌を目当てに集散する動物の鳴き声その他の音、これうるさいねんということで、これこの条例に違反してまっせという摘発はあるんですか。この条例には罰則規定はありません。先ほど答弁されていましたが、これ条例に触れてまっせということで告発したケースはどうか、想定しておられるんですか。

○高橋保健課長 この条例を制定に当たって委員から提案がありましており、市が地域住民とのトラブルになっているケースのときによく言われるのが、どこにそんな法律があるのかというような発言をよく市の職員にされることがあります。そのときに、まずこの備前市には動物を愛護する上での市と市民等と飼い主等でこの条例に関しましては犬猫に関して今回条例制定させていただいていますが、こういう条例を制定して共生社会をお互いに市と住民とで一緒にやってみましょうという根拠がありますよということをまずお示しすることで御理解をいただきたい、いきなり過料等罰則を設けるといふものよりは、まずそこから話し合いをしていくということを目的にこの条例制定をさせていただきたいと思っています。

○立川委員 簡潔にお聞きしたんですけど、この条例に違反したとすると、これこう決めとうやないか、泣き声その他うるさかったらやめささんかいと、これ条例違反ということで民事訴訟になったら法定闘争になりますよということをお聞きしたかったんですが、条例違反があった場合は罰則規定はありません。なるほど、これはそうでしょう、書いてありませんから。ところが、この条例に違反した場合はどういう扱いになるんでしょうか。民事訴訟なり民法上の違反になると

思いますよ、条例違反ですから。よくあるのが子供にちょっかい出して児福で捕まえられますよね。条例違反でしょう。その辺の解釈はどうしたらいいのか、ちょっと教えてくださいということをお尋ねしております。この辺、法制担当の見解はどうなんですか。

**○高橋保健課長** 委員おっしゃる民事訴訟になるほどのところに至るまでのことを、まだ想定ができておらず、今現在市に犬の飼い方だとか、それから野良猫等で苦情の相談があったときに、まず対話をするときの一つの条例というものを持ってその方と対話をするためのツールという形で今思っております。今後、委員がおっしゃるような案件も出てくるかと思われますので、そのときにはまた随時協議しながら運営していきたいと思います。

**○立川委員** いやいや、どう対応するんですかというお尋ねに、いや、今後協議してまいりますというと、この条例延ばしますというお返事ですか。これ条例でもう決まったら、この条例もう部長のお話ですと公布されるわけでしょう、準備をして。この行為に違反したら条例違反じゃないですかというところのお尋ねなんですが、そこまで想定しておりませんというて、条例つくるというのはそういうことのように私は理解しとんですけど、違うんですかね。

**○森保健福祉部長** 動物愛護に関しましては上位法があります。県の条例もありますし、もともと法律で定められております。上位法にのっとって対処するようになるかと思っております。

**○立川委員** その上位法は、罰則規定どうなっているんですか。

**○高橋保健課長** 上位法の動物愛護管理法におきましての罰則規定は、愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた場合の過料についてのみでございます。みだりに殺し、または傷つけた場合や自身が飼い主であるにもかかわらず愛護動物を虐待した場合、また適切な保護や排せつ物等の処理等を十分できなかった場合についての罰金等が課されています。

**○立川委員** 愛護法が上位規定と先ほど部長御説明がありまして、この条例の上位法は先ほどおっしゃった罰則規定がありますよ、そしたらこれに抵触したらその上位法で罰金なるんじゃないんですか。普通そう考えるんですけど。先ほどおっしゃったことは条例違反があった場合は罰金その他過料はありませんよという御説明があったんですが、これに違反したら、その上位法に行ってください、上位法では罰則規定がありますよ、罰金規定がありますよと。頑張りましょう努力条例ならいいとは思うんですけど、趣旨的には大変よく分かります。うちらも大変迷惑しております。でもどうせそういうお話をすると、けんかになっちゃうわけです。先ほどおっしゃったように誰が餌やりよんや、ちゃんといかんかいというけんかになるんです。この条例をもって話しとったら、法律違反やと訴えんかいというけんかになります。そのときの対応をお尋ねしたわけであって、じゃ、上位法で罰金規定がありますよ、罰則がありますよ、ちゃんと守ってくださいねという対応したらいいわけですか。

**○森保健福祉部長** あくまでも、この条例につきましては理念条例というか、努めなければならないとかというようなときの理念のところと言っている条例となります。今委員さん言われるようなところになってくると、もう上位法でその罰金であるとかというようなことが課せられるよ

うになるかと思っております。

**○立川委員** ということは、これは責務、努力目標の条例であって、これに抵触したらもう上位法でやりませというけんかをしたらええというお話で理解しといたらええわけですかね。とことんもめたらですよ。もめるに決まってるが、こんなもん。人の家の前あれしとってから片づけんかいというて、どこにそんな法律があるんやと言われたら、ありませということでのけんかになると思うんで、そういう解釈になるんでしょうかね。ちょっと乱暴なお話ですけど。

**○森保健福祉部長** 当然動物の虐待等が起これば、そういった対応になるかと思っております。動物愛護管理法に抵触するようなことがあれば、そういうことになるかと思っております。

**○立川委員** これをお知らせするときには、その上位法と並べて皆さんにお知らせしてください。これはお願いですが、どうですか。市では、おっしゃるとおり理念条例をつくりました。みんなで守りましょう。仲よく手をつないで、みんなで明るいい共生社会をつくりましょう。ところが、これに抵触したら、こっちの法律がありますよということで並べてしてもらわないと、ちょっと私みたいなもんばかりやったら大変心配なんですけど、どんな具合ですか。

**○森保健福祉部長** 申し訳ございません。今後こういうのを出すときは気をつけたいと思います。ただ、ほかの条例につきましても、法律をはじめ上位法というのが優先というのがありますので、その辺御理解いただきたいと思います。

**○中西委員** その動物愛護法というのは動物の虐待とか動物を殺傷したりする場合、あるいはその登録をしていないとか、そういうようなものをやっぱり言うわけですよ。ここで言っているのは、日頃から猫が屋敷の中に入ってきて子供を産んで困るとか、うんちをして臭いが臭いとか、しかしそれは動物愛護法には全然引っかけらんわけですよ。ここの中の飼い主の遵守なんか読んでみて、猫の飼い主の遵守事項1、可能な限り室内で飼養すること、こんなことはできませんわ。だから、みんな困っているんで、猫を家の中だけで飼養するなんていうのはもうどだい無理ですわ。ここの例えば飼い主の遵守事項で、逸走した場合は自らの責任において動物を搜索し及び収容すること、これもできるやつとできんやつがありますわね。僕読んでみる限り、可能な限り室内で飼養することなんて書かれたら猫は飼えないです。

**○森保健福祉部長** 猫のお好きな方というか、飼われている方、もう私の知っとる方でも動物の愛護センターから猫のほうを、みなしごの猫を自分で飼っている方もおられますけれども、そこで県のほうが指導するのも猫は室内で飼ってくださいというようなところのようでございます、実際そういう飼い方をされている方はいらっしゃると認識しております。

**○中西委員** それは何ら問題が起こらないわけです。問題が起こるのは室内で飼っていないから、よその家へ行って子供産んだり、うんちをしたりする場合、だからこの条例が恐らく出てくるんでしょうけど、その場合に規制するものがなければ、これはそれだけのもんですよ。

**○森保健福祉部長** 委員さん言われるのもよく分かるんですけど、例えば餌やりをすることとかというようなことがある場合は通常自分の飼っている猫に餌をやる、かわいがっている猫に餌をや

るというような考え方の動物のためを思っている中の話だと思っております、現実的にはそういう餌やり等につきましては当然愛情を持って自分の猫だということで自宅で飼っていただきたいというようなことになってこようかと思っております。

○中西委員 この手の苦情は、たくさん受けるわけです。受けたら、今度は私はこの条例ができてんだから、それは市のほうへ言ってくれと、こういうふうに言えばいいですか。条例があるんだから、市がそれなりにこの条例にのっとって指導してくれますと。そう私は対応させてもらっている。

○森保健福祉部長 取りあえず苦情があったら担当が行って御説明させていただきますけれども、実際に自分がかわいがっている動物と暮らすのは飼い主になるかと思えます。この条例に沿っての指導はさせていただくようになるかと思っております。

○中西委員 大変心強く思いました。ありがとうございます。

○奥道委員 猫とか犬とかのそういう問題という、野良猫の場合特にですけど、ここにあるようなこと、基本的にはもうかなり難しいと思うんですね。それで、それを例えば苦情が市へ行くなり、例えば中西委員のところへ行ったりとか、そういうときに改めてもう一回市へお願いをしないと、ずっとこの問題私も関わってというか、いっそのことというか、市の現在保健課の皆さんで対応し得るんですか。

○森保健福祉部長 備前市の場合は、その対応はできません。

○奥道委員 できないというと、保健課、保健所、でも猫は捕まえても殺処分できないでしょう、当然。地域猫で戻さなきゃいけないわけですから、その猫がそういう形で例えば捕獲できればいいですよ。あれ捕まえるの相当苦労しますが、それのそこら辺までは市としては対応できるんですか。

○森保健福祉部長 市は捕獲等できません。

○奥道委員 だから、ここでは飼い主が捕まえると言われとるわけですね、逃げたら。じゃ、野良猫は誰が捕まえるという。餌やった人ですか、飼いたい人。じゃ、その捕獲器を市へ貸してちょうだいというて借りに行つて捕まえるということですね。

○森保健福祉部長 市はそういう捕獲ができないので、そもそも捕獲器を持っておりません。

○奥道委員 そうだったんですね。もうてっきり僕は捕獲器あつてと思っていました。今現状で苦情があつたとき、その市の職員さんはその苦情の方に会いに行つて対応しているということではないんですか。

○森保健福祉部長 行っております。行つて適正な飼い方というか、そういう指導をしていると思います。

○奥道委員 心配するのは、それをされている方はやっぱり別の言い方をすれば人間の保健に関することばかりやらなきゃいけない、本当はそっちをやらなきゃなんない方がそっちへ行つてるといふ判断、そういうふうに理解すればいいんですか。だって本来コロナウイルスだとか予防

接種だとかということを中心に仕事をされているわけでしょう、保健課の方は。だけど、何かほかの鳥獣被害のときにはそっちに鹿じゃイノシシじゃはそっちに別にあって、犬猫だけそちら、何でその犬猫、それはもちろん予防接種があるからだと思うんですけど、何かそれで人手が足りてんのかなと、むしろ人増やすか、別に犬猫課でもいいですけども、そんなん増やしたほうが早いんじゃないかと私は思うんですけど、どうですか。

**○森保健福祉部長** 委員さん言われるとおりでございます。ただ、人のことであるとか課のことであるとかということにつきましては、私どもの課が委員さん言われたように犬の関係もあって猫のほうもしているというような状況なんですけれども、人についてはもう市全体の中で割り当てられた担当で、もうその割り当てられた仕事をするしかないので、その中でやっているというような状況ではございます。

**○奥道委員** もし本当に今地域の中にいる猫に対してのそれを市のほうへ言うてきてくれていいですよなんていうことを言ったら、とんでもない数の方が言うてくると思うんですよ。私のところの近所でも3人、4人いますから。そうなったときには、きっと大変なことだろうなと、本当に市としてやっていけるかなという不安を持っているもんですから、ちょっと聞かせてもらいました。今後はぜひそういったような方向もあるかもしれないということで、お考えいただいとったほうがえんじゃねんかなと思います。よろしくお願いします。

**○森保健福祉部長** もうそういう苦情があれば、この条例も含めて餌をあげている方、飼ってないものに何で餌をあげるんならじゃないですけども、そのあたりも動物愛護の観点から愛情を持って、手を出すというか、世話をしてくださいというようなお話しかできませんけれども、そういう話が入ればそれはもう職員時間をつくっていかざるを得ないと考えてはおります。

**○奥道委員** 分かりました。ありがとうございます。ぜひ地域猫のことですから、何か猫は四、五年で入れ替わると聞いています。その四、五年の我慢だとも聞いています。対応をしっかりとお願いいたします。

**○中西委員** 猫は四、五年で入れ替わるという話ですけども、職員の方も四、五年でセクションが分かれるわけですから、しかしこれは市としてこういうふうに対応するということをうたった以上はやっぱり市として対応しなくちゃいけないということなんで、その条例を出してきた責任は私は議会が議決したんじゃなくて市のほうに責任が大きいということだけ言っておきたいと思えます。

**○森保健福祉部長** 条例によって市民等と職員も含めてですけど、苦情があればできる範囲で対応しないといけないと思っております。

**○西上委員長** 暫時休憩いたします。

午後3時09分 休憩

午後3時19分 再開

**○西上委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第46号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 報告事項（保健福祉部） \*\*\*\*\*

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

国保税の賦課限度額及び軽減判定所得基準の引上げについて保健課より御報告ください。

○高橋保健課長 報告の前に、午前中の国保特会で質問がありました特定健診の受診率について御報告させてください。

備前市の令和3年度の国保特定健診の受診率は36.3%で、岡山県平均が31.5%で、県平均よりも高い状況です。全体的に町村は受診率が4割近くありますが、岡山県内15市あります、15市の中で備前市の36.3%は上位4位ということですので、健診の受診率は県内では高いほうに位置づけているということを御報告させていただきます。

続きまして、国保税の賦課限度額及び軽減判定所得基準の引上げについて御報告させていただきます。

令和5年度の国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得基準の引上げについてでございます。令和5年度税制改正大綱において市民の皆様に影響してくるところでは、国保税の賦課限度額及び軽減判定所得基準の引上げが決定されました。

まず、賦課限度額につきましては、102万円から104万円に改める内容となっております。引上げは今年度と続いて2年連続となりますが、高所得層の負担上限を引き上げることで中間所得層の負担を和らげようとするものです。

次に、軽減判定所得基準につきましては、基準のうち被保険者数に乘じる額について、5割軽減では28万5,000円を29万円に、2割軽減では52万円を53万5,000円に改める内容となっております。消費者物価の伸びを踏まえて、軽減対象が縮小しないよう基準を引き上げるものであります。

今後の流れですが、大綱に基づく改正がなされる場合、例年地方税法施行令の一部を改正する政令が3月末に公布され4月1日から施行されます。市の条例改正につきましては、政令の公布が3月末となる関係から本議会での報告はできませんので3末日付で専決処分を行いたいと考

えております。そして、次の6月議会になろうかと思いますが、報告させていただき、その承認を求める予定としております。

なお、国保税の賦課徴収を行っているのは税務課でありますので、明日の総務産業委員会でも税務課から報告をさせていただく予定としております。

**○西上委員長** ただいまの報告事項についての質疑をお受けいたします。質疑を希望される方の発言を許可いたします。

**○中西委員** それぞれの影響人数と影響額については出てきますか。

**○高橋保健課長** 現在税務課で試算していますが、賦課限度額が2万円引き上げることで10世帯が対象になるということで、調定が100万円程度増になる予定でございます。

それから、軽減判定基準の引上げに伴いまして5割軽減世帯が14世帯増、2割軽減世帯が11世帯増と合わせて25世帯が増える見込みで、調定額は8万7千400円の減になる見込みでございます。

**○西上委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、報告事項を終わらせたいと思います。

ほかに報告はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、以上で報告事項は終わります。

\*\*\*\*\* 所管事務調査（保健福祉部・市立病院） \*\*\*\*\*

次に、所管事務調査に入りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の5類移行についての調査研究をさせていただきたいと思います。

**○中西委員** もう既に新聞報道あるいは国の中でも5月7日をもって新型コロナウイルス感染症対策、2類から5類になるということで、医療費のこととか日常生活の過ごし方とか、いろいろ取り沙汰されているわけですが、今までのところ分かっているところでどういった変化があるのか、同時に2類から5類になるといっても強力な感染力を持っているというのはコロナウイルス自身はそう言われても変わりませんので、そのあたりどのように市民の皆さんは対応すればいいか、少し御教示いただけたらと思います。

**○高橋保健課長** まず、レジメの所管事務調査の5類移行についての移行が漢字がミスプリントでございます。移るという字に行くという字でございます。申し訳ありません。

5類に移行した後、どのように変わるのかということでございますが、正式な国からの通達はこの9日に自治体説明会がございまして、そこで詳細の通達が市にも来ると見越しております。委員も御存じのように、マスコミ等で情報が流れているものが主なもので同じになりますが、5月8日までに新たな変異株等の大流行がない限りは、5月8日から2類相当から5類へ移行されるというふうに準備を進めているところです。

医療に関しましては、まずは今まで公費であったものが基本的には保険診療になるということでございます。それから、まだ入院等の重点的にコロナ患者を受け入れていく必要がある重症者の患者さんの受入れについては、今後も医療機関を限定して病床を確保していくということ、また全国で広くコロナ患者を受け入れていただくように診療報酬の、診療の軽度、中等症患者の受入れ等を中心に都道府県が4月中に入院の受入れの移行計画というのを策定して、5類になってもコロナ患者の入院病床を確保する計画をつくると聞いています。また、入院調整はこれまで例えば保健所等から入院への調整の役割がありましたが、これからは病院間での入院調整になると聞いております。

それから、高齢者施設等における集中的な検査や協力医療機関の確保、入院にならず施設内でコロナの陽性者の方の療養を担う施設には引き続き公費の助成を行うと様々な政策が少しずつ変わっていくんですが、必要なものを少し精査して継続をしていくよう検討中でございます。

それから、医療に関しましては、先ほども保険診療になると申しましたが、治療薬については一部公費負担を継続するという事です。その他検査の公費負担等は終了するという事です。

あと、ワクチン接種につきましては、この3月31日で臨時特例接種でありましたが、恐らく1年間延長するのではないかと思います。9日に正式に決まるとは思いますが、1年間延長することに伴いまして来年度1年間はワクチン接種は引き続き全額公費で接種をすることになります。今現在、9月から開始したオミクロン株対応ワクチンを皆様には1回接種していただいていると思います。法的には、来年度初回接種を終えている方は追加接種を、秋冬接種という名称ですが、9月から12月の間に1回接種をするということが決まっています。従来株の4回目接種に該当だった高齢者と基礎疾患がある方、あと医療機関従事者と高齢者施設、障害者施設へ従事している方に対しては、この秋冬を待たず春夏接種といいますが、5月8日から8月いっぱい春夏接種を1回するという事で、年に2回の接種の機会が与えられています。従来株の4回目のときは60歳以上を高齢者とみなしたんですが、今回の春夏接種は65歳以上を高齢者とみなして65歳以上の高齢者には2回の接種の機会がございます。高齢者に関しましては、これまでどおり努力義務での接種になりますが、64歳までの方には努力義務は全て解除になりますので、自由意思での接種、秋冬ですが、自由意思での接種となります。

また、行動制限につきましては、これまでのように5類になりましたら就業制限だとか外出自粛というのは一切規制がなくなります。陽性になられた方は、御自分で感染対策をしていただいて外出等控えていただきたいというお願いという形になると聞いております。患者報告も、これまでのように65歳以上全数ではなく、定点報告になります。定点報告を受けながら、引き続き感染状況と、あと変異株等の出現等を今後も国のほうは見ていくと伺っています。

**○中西委員** また、できたら3月9日以降で恐らく市民の皆さんへ広報されると思いますので、そういったものをまた議会の私たちのほうにもいただけたらと思います。あと病院のほうはどうですか。

○尾崎病院総括事務長 病院のほうでは、特に今のところ変更点というところは考えておりません。5月8日以降、逆にどれだけの患者さんが増えてしまうんだろうというところと、あともうほとんど皆さんも検査も受けられなくなってしまうので、職員に対してもかなり注意喚起が必要になってくるのかなというところ、逆にそちらのほう怖いなというところで、しばらくは近隣の医療機関であったり、国や県の動向を見ながら、今の感染対策を続けていこうと思っております。

○西上委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

このほか所管事務調査はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、所管事務調査を終わらせていただきます。

それでは、説明員入替えのため暫時休憩します。

午後3時35分 休憩

午後3時50分 再開

○西上委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

所管事務調査がこの後もあるんですけども、質疑を希望される方はいらっしゃいますか。

まだ、その前に議案が2つ残っておりますけど、ちょっと時間の調整といいますか、この後支所や環境の方々お待ちになっておりますので、なかったらお引取りいただこうかなとも考えておりますけれども、この後所管がありますか。

○中西委員 この議案審査が少なくとも1時間はかかるでしょうから、委員長の運営に協力して5時までに終わりたいと思います。

\*\*\*\*\* 議案第29号の審査 \*\*\*\*\*

それでは、議案第29号備前市営バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について審査いたします。

議案第29号について質疑を希望される方の発言を許可いたします。

○中西委員 7ページの条例のくだりを見てみますと、この条例の施行の日以降のところ、市内に住所を有し、かつ利用に際し当該利用者本人のマイナンバーカードの提示をした場合における別表第1の規定の適用については同表中200円とあり、及び100円とあるのを無料とする、ここのやり方と無料にする理由についてお聞かせください。

○杉山公共交通課長 まず、マイナンバーカードを提示することで無料とする理由につきましては、マイナンバーカード取得のインセンティブを付与するためというものになります。

やり方と言われますのが、マイナンバーカードをバスの中でどのように提示をするかということでしょうか。こちらにつきましては、バスの降車時に運賃箱に料金やタクシーチケットを入れていただいております。それと同じタイミングで、マイナンバーカードを降車時に提示すること

で、運転手が確認し料金箱に料金等入れる必要がなくなるという形で考えております。

○中西委員 そのマイナンバーカードというのは紛失とか、あるいはセキュリティーの問題では総務省は大綱厳しくしているところではありますが、バスの降車時に提示をするのは、これはやっぱりセキュリティーの問題があるんじゃないでしょうか。いかがお考えでしょうか。

○杉山公共交通課長 マイナンバーカードを持ち歩くこと自体の問題ですが、こちらにつきましては個人情報漏えいとかのおそれもないかといった疑問をお持ちになる方もいらっしゃると思います。

ただ、マイナンバーカードのＩＣチップにはプライバシー性の高い情報が入っていないことから、万が一紛失したとしても連絡、２４時間対応のマイナンバーカードの一時利用停止の場所がございますので、そちらに連絡していただこうと思っております、また、バスにふだん乗られている方につきましては定期券とかお持ちの方が多くいんですが、その定期券の定期の部分が見えるようなカード入れみたいなものを使って、そのカードごと提示していただいているように思いますので、そういったものに入れていただくことでかばんから出し入れするとか、財布から出し入れすることなくスムーズに御利用いただけたらなと思っております。

○中西委員 それで、セキュリティーが万全になるとお考えでしょうか。この件に関しましては、例えば県とか、あるいは総務省なんかにも、こういうマイナンバーカードをこのような使い方をしてよろしいでしょうかという問合せはしておられますでしょうか。

○杉山公共交通課長 使い方に関する問合せはしておりますが、他市におかれましてもマイナンバーカードを認証することで料金を割り引いたりする政策を取っているところがありますので、そういった実際の使用例は見ております。

○中西委員 これは例えばコンビニで自分が立って静止の状態でカードを見せることは、非常にその紛失の可能性が低い。しかし、バスの降車時というのは人が動いて降りるという、こういう行為のあるところで、それはやはり危険性は高いんじゃないかと思うんです。

○杉山公共交通課長 降車時ではありますが、降車時ということはバスが停車している状態になります。その停車している状態で、料金箱に運賃を入れていただく行為、その代わりとして落とさないようにちょっと工夫していただくようこちらからも案内をしていきたいと考えているんですが、カードを見せていただくという、その行為が変わるということでこちらは考えているところなんです。

○中西委員 もう一回お尋ねをしておきます。

県、総務省とは、この件に関しては照会はしていないと。

○杉山公共交通課長 確認はしておりません。

○中西委員 県と総務省とも照会をかけてみたらいかがでしょうか。

○濱山市民生活部長 確認したいと思います。

○立川委員 条例の第２というところの、この条例の施行の日から令和７年３月３１日までの間

においてと、日数制限をかけておられるんですが、これの理由と、なぜこの日にしたのか。

○杉山公共交通課長 市営バスについては、現在複数の路線を走っているところですが、なかなか皆様に御利用いただけていない状況であることが事実です。こういったことで、市営バスを利用させていただききっかけになればいいと考えておりますので、その期間が1年が妥当なのか、2年が妥当なのかということにはなってくるんですが、2年間ということで設定をさせていただいております。

○立川委員 周知するために2年という期間を取りましたと理解をしておきますが、先の予定と言うたらおかしいですけど、ここまでの間ということになりますと、この日にちの到来を待ってこのインセンティブが消えるという理解しといたらいいいんですか。それとも何か訳分からんけど続いているよという解釈になるんですか。

○杉山公共交通課長 公共交通課におきましては、4月からデマンドを導入するというので、併せてバスの見直しも行ったところなんです。ですから、今後の経過、デマンドとバスの状況がどのような形になるかも踏まえて検討していきたいと考えています。

○立川委員 自然に思ったら、この3月31日までで条例消滅すると理解するんですが、ではなくて条例の中に日にちが入っているということは、その日にちをもってこの条例は失効という解釈でいいんですか。それとも、違う解釈せないかんのんですか。その辺について教えてください。当然令和7年4月1日で、また改正する条例の制定についてというのをお出しになればいいんでしょうけど、この条例は7年3月31日で失効するという解釈でいいわけですか。

○杉山公共交通課長 一旦令和7年3月31日で失効するというので考えております。

○立川委員 期日が入った条例ですから、そこで失効するという解釈を私もしておきます。これお願いなんですけど、その下のほうに、提示した場合における別表第1の規定の適用についてはというのがあるんですけど、別表1というのがちょっと見当たらないんですけど、私の分だけ何か外されておられるんですか。別表1、どっかにありますか。これ次めくったら、議案第30号になるんですけど。別表第1の規定というのと、それが見たいなと思って、ちょっとお尋ねやっただけです。対照表だけでしょう。別表1というのは、お見せできないような代物なんですか。どっかの勝手に見なさいということ。

○西上委員長 別表1要られますか。

○立川委員 皆さん納得されとったらいいいですけど、いや、書いてあるのにその別表がないからどうなんです。あつたらええ、なかったら悪いとか、そういう問題じゃなくて。

○西上委員長 暫時休憩します。

午後4時04分 休憩

午後4時10分 再開

○西上委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○杉山公共交通課長 大変失礼しました。別表につきましては、先ほどお手元にお配りしました

ので、そちらを御確認いただけたらと思います。

○立川委員 大変御無理言いました。ありがとうございます。

これ見させてもらって別表第1ということで理解はしたんですが、規定の運用については当表中200円とあり、及び100円からの無料とするという解釈にしてくださいということは、別表第1第5条関係で普通料金1乗車につき200円、乗り継ぎ料金1乗車につき100円、定期船利用者料金1乗車につき100円、ここまでがただになるよという解釈になるわけですか、船まで。

○杉山公共交通課長 こちらの200円と100円の部分が無料ということになりますが、併せて定期券とかにつきましても、定期券をお持ちの方についてはマイナンバーカードをお持ちいただいている定期券が必要ないと言われる方については必要ないことから還付ということで考えております。

○立川委員 いやいや、この規定を読ませていただいて、別表第1の規定の適用については同表中200円とあり、及び100円とあるのは無料とするという変更でしょう。変更案でしょう。だから、この別表第1、5条関係を見ると普通料金が1乗車につき200円という表示があります。乗り継ぎ料金1乗車につき100円という表示があります。定期船の利用者料金1乗車につき100円という表記があります。ですから、200円、100円、100円、この3件がマイナンバー持っとったただと、バスだけと違って定期船の利用者もただになるよという解釈になりますかということで、確認です。定期券のことについては、今お尋ねをしておりません。

○杉山公共交通課長 200円、100円、100円が無料になりますが、定期船利用者料金といますのは備考の2番のところに注意書きがありますが、市内の離島航路を運航する定期船を利用した者が、この後に市営バスを利用したときの当該市営バスの料金になります。ですから、島民の方が定期船で出てこられた後、市営バスに乗った場合、今100円をいただいておりますが、そちらについて無料となるという考えになります。

○立川委員 市営バスを利用したときの当該市営バスの料金を定期船利用者料金というんですか。

○杉山公共交通課長 定期船を利用された方が、その後市営バスを利用しますということで、船からバスに乗り継ぐ形を取られるときは船の中で引換券みたいなのをいただけるんですが、それと一緒に100円をお支払いしていただいていたんですが、その部分についてマイナンバーカードを持っておられる方については100円が無料となります。

○立川委員 理解できました。じゃ、これ乗り継ぎ料金の中の括弧で定期船利用者を乗り継ぎ券持っている者を含むという解釈したほうがええということですね。定期船の利用者料金、1乗車につき100円じゃなくて、定期船と市営バスを乗り継ぐ場合だけ該当するよということですね。頭の中では、この乗り継ぎ料金に括弧入れて定期船ということで理解したらいいわけですね。

○杉山公共交通課長 理解としては、そういう形で大丈夫ですが、乗り継ぎ料金の定義につきましても備考の1にありますように市内の路線バス、路線バスから路線バスへの乗り継ぎということで考えておりますので、乗り継ぎ料金は路線バスから路線バスへの乗り継ぎ、定期船利用者料金は定期船から市営バスへの乗り継ぎということで、分けて定義をさせていただいております。

○立川委員 利用者さんにもしっかりと御理解いただけるようにケース・バイ・ケースでしょうけど、現地でするほうがこのケースこうよというほうがいいと思います。

別表2というのもありましたけど、これは定期券の計算で理解をしました。もしよければ、今後こんなことがあったら一緒にお見せいただきたらと思います。

○濱山市民生活部長 以後気をつけます。申し訳ありません。

○丸山副委員長 資料ありがとうございます。障害者の方というのはどこの扱いに思ったほうがいいんでしょうか。

○杉山公共交通課長 条例に全ての掲載しておりませんので、分かりにくいかもしれませんが、第5条の中で料金というものを設定しております。その中で、身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であったり、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、または障害者の方ではないんですが、岡山県警察本部発行のおかやま愛カードの交付を受けている者ということで、料金を半額にするという設定をしております。

○丸山副委員長 ありがとうございます。そうすると、一般のフリーの定期券というところを基準で、大人の方だと2,400円でいいですよということでもいいんですか、半額ということで、そういう理解でよろしいですか。

○杉山公共交通課長 定期券の料金につきましては、別表の1にあるとおりになります。先ほど申し上げました料金について半額という割引を受けられる方たちにつきましては、この料金からの半額ということになります。

○丸山副委員長 少しそこが付け足せれるんだったら、あったほうが分かりやすいかなと思いますが。

○杉山公共交通課長 こちらにつきましては、条例改正ということで資料になります。

ただ、御利用いただく皆様に周知するときには、注意事項とか、そういった形で分かりやすくお示ししているところです。

○土器委員 緑陽高校へ通つとる和気の学生はどうなるんですか。

○杉山公共交通課長 和気町に住民票をお持ちの学生さんにつきましては、この条例の適用を受けないことになりますので、これまでどおり定期券で通学していただけたらと考えているところです。

○中西委員 障害者の人は普通料金の半額、100円なわけですか。その障害者の人100円になっているんだけど、それはマイナンバーカードで持っているとならば100円が0円になるんですか。でも、それはどこにも当てはまらないですね、この別表の中で言えば。障害者の方の10

0円というのではないですから。

○杉山公共交通課長 この別表1につきましては、1乗車という基本の料金を設定しておりまして、割引の対象になる方につきましてはこれを基に割引になるということで、あくまでもこちらの別表1というのは基本の形ということになります。

○中西委員 もう一つ、1日フリー乗車券というのがありますよね。これ400円ですよ。フリー乗車券というのは、ここを見ていると第2条に規定する運行路線いずれにも使用できるといって、400円ですけど、この400円は無料になるのでしょうか。

○杉山公共交通課長 この1日フリー乗車券が無料になるという前に、マイナンバーカードをお持ちの方につきましては乗車券を購入する必要がなくなるということになりますので、1日のうちにいろんな路線を御利用いただく場合、降車時に全てマイナンバーカードを提示していただくことで毎回の料金の発生がないことになります。

○中西委員 もう一つこの定期券を買った場合、これはどうなるんですか。

○杉山公共交通課長 4月以降の定期券の扱いにつきましては、マイナンバーカードを持っておられる方につきましては定期券が必要なくなると考えております。

○中西委員 定期券を買う必要がないということですか。これまで定期券を持っている人は、その金額が還付されるということですか。

○杉山公共交通課長 還付の御案内をしようと考えているところです。

○中西委員 条例では、どこに定められているんでしょう。

○杉山公共交通課長 還付につきましては、条例では第6条になりますが、議案書8ページに新旧対照表という形で掲載をさせていただいておりますので、料金の還付第6条のところを御覧いただけたらと思います。

○西上委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことです。挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

賛成多数、挙手多数と認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○杉山公共交通課長 すみません。先ほどこの条例について、令和7年3月31日で失効すると

というようなやり取りがあったと思います。私のちょっと説明が不十分でありまして、条例の失効ではなく、こちらにつきましては附則にあります料金の特例について失効するということで、訂正をさせていただきますので御了解いただきますよう、よろしくお願いします。

○立川委員 本条例は5年4月1日から施行するの下にまだ附則があるということ。

○杉山公共交通課長 附則の2につきまして、失効するということになります。

○立川委員 ここには載っていませんけど、これ変更部分だけのプリントやからということで、本条例のほうには附則があるということなんですか。

○杉山公共交通課長 議案書8ページの新旧対照表にあります附則2、マイナンバーカードを提示した場合にかかる料金の特例につきましては、このたび提案させていただいている内容でありますので、こちらの部分がこのたびここで提案させていただき、令和7年3月31日になりましたらこちらの部分が失効するという形になります。

○立川委員 このたびの条例の変更は、一部の変更は附則の変更ということでいいんですか。

○杉山公共交通課長 そのとおりでございます。

\*\*\*\*\* 議案第40号の審査 \*\*\*\*\*

○西上委員長 次に、議案第40号備前市デマンド型乗合タクシーに関する条例の制定について審査を行います。

議案第40号について質疑を希望される方の発言を許可します。

○奥道委員 第6条の2項、前項の規定に係るデマンドタクシーの利用者の利用に当たりと、そこまでは分かるんですけど、その次の介助を必要とする場合において当該介助のために同乗する者、これ括弧というのはただし書だと思うんです、市内に住所を有する者であって、以下同乗者という、つまり市内と一緒に住んでいるというか、別にそんなんなんですけど、については当該者の運転対象地域にかかわらずデマンドタクシーを利用することができるかとあるんですね。要するに、これ平たく言うと、おじいちゃんが介護要るんだけど、息子が一緒にデマンドタクシー乗って片上から伊部へ行っていていいと判断していいわけですか。

○杉山公共交通課長 介助を必要とする方というのが、あくまでもその運行対象地域内しか移動できない方になります。ただ、例えば伊部にお住まいの方が備前病院まで行かれる場合、その介助をされる方、息子さんであり娘さんであり、どなたになるか分からないんですけど、その方が例えば片上にお住まいでも伊部のところまで行かれて、伊部のその方の御自宅から病院までは利用できるという形になります。

○奥道委員 介助者が一緒にでしょ。分かりました。

○中西委員 今の第6条の2項ですけども、こういうものであれば運行対象地域にかかわらず移動することができるとなっていますけども、これまで委員会で聞いてきた、あるいはここに私のボックスに入っています資料読んでも、居住する運行対象地域を移動、居住外の運行対象地域を移動できませんとか書いているんですけど、これはどうなるんでしょうか。

○**杉山公共交通課長** そちらにつきましては、原則という形で記載をさせていただいております。お手元にお配りしているものにつきましてはQ&Aがありませんが、実際に地区の説明会とかそういった形で説明をさせていただいている中では、御利用いただけるように説明をしているところです。

○**中西委員** 説明しているというのは分かったけども、これにはそういうふうを書いて、運行エリアはこうですということになっているわけですよ。今まで委員会でも何回も日生病院とか西鶴山地区はどうするんかとか聞いても、途中で日生病院についてはバスに乗って行ってくださいという話だったじゃないですか。

○**杉山公共交通課長** デマンドタクシーの御利用がいただける方につきましては、お一人で電話の予約ができ乗降できる方と、または介助者の方がいらっしゃれば電話で予約ができ車にも乗り降りできる方という形で利用対象者を考えているところです。原則は、運行対象地域に限ることになるんですが、介助者が必要な方につきましては、こういった形でルールを決めたところです。

○**中西委員** 介助を必要とする場合、これはどういう規定がされているわけですか。

○**杉山公共交通課長** 規定といいますか、お一人では乗り降りが不安だと言われる方がいらっしゃると思いますので、その介助が必要となる方というのがこちらでこういった方だと決めるのではなく、その方それぞれ、例えば付添いの方が一緒に行くことで安心できるとか、そういったケース・バイ・ケースによると思いますので、特に定義は定めてはおりません。

○**中西委員** それは誰が判断するんですか。

○**西上委員長** 暫時休憩。

午後4時37分 休憩

午後4時43分 再開

○**西上委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

○**杉山公共交通課長** 介助が必要とされる方についてですが、電話で予約をしていただく際に、まずはお申出いただくようになります。例えば伊部の運行エリアだと、そのエリア内の人しか利用できないんですが、片上に住んでいる娘と一緒に伊部の私の自宅から備前病院まで利用しますのでお願いしますということで、ここで2名の予約を受けることになります。そういったことで、当日乗車いただく際にも伊部にお住まいの方と、それから介助者であるということで片上から来られた方を乗せていただくということになりますので、あくまでも介助が必要な方といいますのは御自身、それから介助者それぞれのお申出ということで皆さん運行対象地域を越えて移動ができないというところにいろんな御意見をいただいておりますので、そういった介助であるなら利用できるのかということでルール違反がないようにと考えているところです。

○**中西委員** 第6条を読みますと、2項、当該者の運行対象地域にかかわらず、この当該者というのは利用者でしょう、デマンドの。

○杉山公共交通課長 第6条2項の当該者につきましては、介助者であります。介助のために同乗するものとなります。

○中西委員 分かりやすく言えば、例えば片上的人是介助する人であったとしても備前病院へデマンドで行けると、行けないわけですね。

○杉山公共交通課長 先ほどの例で申し上げますと、片上的人是介助のためであれば、その介助する方が伊部の運行対象地域の方であれば、その方が自宅から備前病院まで行くことができるので、片上にお住まいの方についてもその方の介助者として行くのであれば同乗することができるということになります。

○中西委員 だから、私がこのデマンドタクシーを利用したいというものであって、デマンドタクシーに乗って備前病院に行くことはできないと、介助者が片上の人でも伊部の人であっても、どこにあった市内に住所を有する誰でも同乗者がいたとしても、私は行かれないと。

○西上委員長 その逆は行けんと。

○中西委員 同乗者は、介護を有する人はこの片上の人であっても伊部の人を備前病院へ連れていくわけだから、それは可能だと、この同乗者はね。

もう一つは、介助を必要とするという、ここの規定についてはどうですか。

○杉山公共交通課長 介助を必要とする規定については、特に定めておりませんので、御本人様の申出によることになります。

○中西委員 あまりその事細かく厳しく決めるというのもどうかなと私は思っているんですけど、本人の申出によるということになると、これはこのあたりからこのあたりまで、かなりの幅を持っていろいろ御意見出るところじゃないでしょうか。こういうところが案外苦情が出る、あの人が行けてあの人は行かれない、どこが違うんだというような話になってしまうんで、一定の基準はつくっておかないと後々これはそういう苦情のたまり場になってくる可能性があるんじゃないでしょうか。

○濱山市民生活部長 そのあたり細かい部分は、規則でうたいたいと思います。

○中西委員 マイナンバーカードを提示した場合に限るという料金の特例ということで、なぜ提示をした場合に料金の特例が発生するのか、お聞かせいただきたいと思います。

○杉山公共交通課長 先ほどの市営バスの条例と同様にはなりますが、デマンドというものがこれからスタートする初めてのものですから、皆さんが御利用いただけるようにということで考えております。

○中西委員 皆様が御利用いただけてということであれば、皆様が無料になると一番いいんじゃないでしょうか。

○杉山公共交通課長 そういった実証運行だから全ての方を無料とすることも考えられるとは思いますが、こちらにつきましてもマイナンバーカード取得のインセンティブを付与するためということで市営バス同様に取扱いをさせていただこうと考えているところです。

○中西委員 この令和7年3月31日までにおいてというのも市営バスと同じですか。

○杉山公共交通課長 同じような考えで、2年間の期間を設けております。

○中西委員 実証実験なら、普通なら1年ぐらいというものですけど、2年にされたというのは何か意味があるんでしょうか。

○杉山公共交通課長 実証運行としてこれからスタートするわけですが、昨年度のお医者バスのように実証運行としてスタートするんですが、なかなか周知がうまくできておらず一定の方しか御利用いただけなかったということもありました。というわけで、1年の期間がいいのか、2年の期間がいいのかにはなりますが、実証運行から本格運行に向けて進めたいと考えておりますので、2年間ということで徹底させていただいております。

○立川委員 今お話がありました実証実験、本格運行を前提にということで理解をしておきます。議会始まってから地区説明会の実施をしておられますが、お昼に暇な人来てくださいということでやっておられますが、その辺の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○杉山公共交通課長 地区説明会につきましては、2月28日三石地区をスタートさせ、現在7か所で説明会を行っているところです。参加者の方については、人数、地区によって変動はあるんですが、平均的には大体30名程度の方に来ていただいております。いろんな御意見をお伺いしているところですが、やはり意見の中心となるのは運行対象地域を超えることができないのかといったことで、いろんな御意見をいただいているところです。ですが、デマンドを導入するに当たった経緯であったり今後のことを考え、まずは最小限の単位でスタートさせたいということから、運行対象地域内に使える場所を見つけていただいて、まずは御利用いただくということで繰り返し説明をさせていただいているところです。

○立川委員 今お話が出たように、地区の声として何が一番大きかったんでしょうかね、地区内ですか、それとも何で今さらこんなことをする、地区外に行かれへんというふうなところの駄目な意見と、おっ、それはええがなと、わしゃあの家まで送ってくれやというよかった話と、その辺が聞きたいんですけど、どんな具合ですか。

○杉山公共交通課長 まず、皆様に御回覧ということで回覧させていただいている資料であったり、そういったのを見ていただくと、まずはデマンドタクシーの運行が始まるということで、皆さん自宅から自由に制限なく運行していただける、病院に行ける、買物に行けるということで、そういう思いを持って参加される方がほとんどです。ですので、内容を説明させていただく中で自分の生活範囲とは全く違うところではないかということで、今後運行対象地域を拡大していくことはできるのか、できないのかとか、そういった御意見であったり、まずは4月から始まるに当たって決まったことを説明に行っているという事前の意見交換がなかったなという御意見はたくさんいただいております。

○立川委員 課長の声が同報系無線機から流れ、あしたありますよというようなことで募っていかれて説明会されて、今あまりいいほうのお話はなかったんですけど、喜んでいらっしゃる方の

声はどんな声があったのか。

**○杉山公共交通課長** 利用できるのでよかったという声も、実際はいただいております。現在、車は手放されて自転車で行動される方については、天気によって急に行けない、動ける、動けないが変わってきますので、こういったことが利用できるんだったら大変ありがたいという意見もいただいております。

**○立川委員** その割合はどんなもんですか。ええこっちゃね、ぜひ利用したいねという方向のお話と、地区によってとか、感触的にどうですか。

**○杉山公共交通課長** 割合につきましては、全体での割合ではなくて、7地区行ったところですが、地区によってはほとんどの方がどう改善させていってもらえるのかなというような意見が多いところもあります。例えば公立病院があるところとか、スーパーがあるところについては、こういったことで使ったらいいんですねということで御意見もいただいておりますので、地区によって大きく分かれているなというのは感じたところです。

**○立川委員** 僻地と言われる周辺地区のほうは大変使いにくいというクレームが多かったように、私も直接お聞きをしましたし、今のお話で便利なところもあるでしょう。それで、これ2年間やられるわけですが、状況が変われば途中でいろんな変更はされるんですか、されないんですか。もうこのまま2年間行きますよというスタンスなんでしょうか。それだけ最後ちょっとお聞きしときます。どんな具合ですか。

**○杉山公共交通課長** まずは実証運行ということで、4月からスタートさせますが、御利用いただいている方の声であったり、御利用いただけない方の声であったり、または運転手さんの声であったり、そういったものを集めて今後どうしていくかというのは考えていきたいなと思っております。

**○立川委員** ですから、運行してみて、例えば半年、6か月、12か月という単位で対応されるんですか、されないんですか。例えばどうしても地区から出たいということになれば、そこで検討されるのは6か月先にされるんですか。1年先にされるんですか。それとも、この期限までは何があってもこのまま行きますというスタンスなんでしょうかというところです。

**○杉山公共交通課長** この期限までは、このままで行くということではないところで考えております。

**○濱山市民生活部長** 2年間このやり方でやるという感じではなくて、地区説明会とか、そういった場所でお聞きした意見を集約して、いいタイミングのときにはいろいろ考えていきたいと思っております。

**○立川委員** ですから、この地域内運行、今のこの状況でマイナンバーでただにしますよとかという状況は変わらないんですかとお聞きしたら、2年間、状況によって変わりますと、じゃ、そのスパンはどの程度に考えておられるんですか。例えば6か月後なのか12か月後なのか、でないと変わることもありませという解釈がいいのか、いやいや、見直しをして使いやすいように

変更していく用意がありますよと、取りあえず6か月様子を見て、そのときにまた考えましかとか、そういうスタンスがあるのか、2年間このままではないというのは分かりましたが、じゃ、適当な時期と言われても20か月目が適当なのか、3か月目が適当なのかということになるんで、その辺のお考えはどうでしょうか。ある程度線切つとかなないと、見直する、いろんな声聞かって言ってもと思うんで、例えば1年後ぐらいにはちょっと形が変わるんなら変えたいなとか、6か月ぐらいで意見集約して取り組んでいきたいとか、その辺のお話だけちょっと聞かせてください。

○濱山市民生活部長 6か月ぐらいをめぐりとは考えております。

○中西委員 地方自治法の中で第10条2項の中、住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役割の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うという言葉があるんですね。その役務の提供をひとしく受ける権利というのが地方自治法は認められているんですけど、マイナンバーカードを持っている人と持っていない人と区別してしまうというのがひとしくというところには、これは係る話ではないか、違反するところではないかと思うんですが、これはいかがでしょうか。

○杉山公共交通課長 マイナンバーカード提示の件になりますが、こちらにつきましては持っている方が利益を受けることができるということで考えておりますので、持っていない方が不利益というよりは持っている方が利益を受ける制度ということで考えているところです。

○中西委員 持っていない方は、不利益を被るわけですね。

○杉山公共交通課長 デマンドタクシーの料金設定につきましては、1乗車大人の方であれば200円ということで設定をさせていただいております。持っている方については、そちらについて無料になるということで、持っている方が利益を受けるということで考えております。

○中西委員 私は持っている方の話をしているのではなくて、持っていない方の場合は不利益を被るということですよね。

○西上委員長 暫時休憩いたします。

午後5時05分 休憩

午後5時07分 再開

○西上委員長 再開いたします。

○杉山公共交通課長 先ほどの委員のおっしゃる地方自治法第10条の関係になりますが、地方自治体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、この部分につきましてはデマンドタクシーを利用することができるということで考えておりますので、その料金につきましては1乗車200円払っていただくということで設定をしております。ですから、あくまでも役務の提供につきましてはデマンドタクシーを利用することができる、移動することができるということで考えております。

○西上委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

異議ありとのことですので、挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

ありがとうございます。挙手多数と認めます。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で議案第40号の審査を終わります。

\*\*\*\*\* 所管事務調査（市民生活部） \*\*\*\*\*

公共交通の所管事務調査があるということなんで、土器委員どうぞ。

○土器委員 公共交通のバスなんですが、伊部から吉永病院へ行くと、片上周りで行く場合、片鉄のところでも乗り換えるんですが、それから吉永病院、今吉永病院は素通りして吉永駅へ行くんです。それから、吉永駅から帰って吉永病院に行くようになってますわ。だから、患者、私以外にも伊部の人がおるんじゃけど、行ったときに吉永病院前を通り過ぎるんじゃなしに、寄ってもらって、それから吉永駅へ行ってほしいと、そうするとその5分か何分かかかるんじゃけど、その間に患者さんが来て順番が遅くなるんですわ。それが1つ。

それから、もう一つ帰る時間帯をしたときに、吉永駅行って、それから和気まで行って帰れるんです。帰るときに、もし行きと同じように吉永病院へ寄ってもらって吉永駅行くと、今度は病院診察受けて帰るときにバスがなかったら、吉永駅まで行って駅から和気駅行って伊部帰ってこられるわけですね。だから、吉永病院に行くときには、通らずに寄り道をしてもらって、それから駅へ行ってもらうと、吉永駅へ行ってもらうと。

○杉山公共交通課長 路線バスの経路の問題だと思います。こちらの今委員の御利用いただいている吉永線につきましては、片鉄片上を始点として吉永病院の前を終点とするということで登録をしているところです。ですので、そういった変更の必要がある場合については、また協議をし、必要な手続きをしていきたいと考えておりますが、乗降人数とかを把握しながら、ほかに変えることで影響を受ける方がいないか、そういったことも考える必要があると思いますので、御意見として承っておきます。ありがとうございます。

○土器委員 前を通るんじゃけど、降りて駅へ行って帰るだけということなんじゃ。通らんのじゃったらえんですよ。前通らんのじゃったらえんじゃけど、通るわけじゃから。あとは考え

てください。意見だけ言っときますから。

○杉山公共交通課長 御意見として承ります。ありがとうございました。

○西上委員長 御意見ということで、以上で本日の厚生文教委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後5時14分 閉会